

令和3年第4回太子町議会定例会（第494回町議会）会議録（第2日）

令和3年8月31日

午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	上山隆弘
7番	中藪清志	8番	堀卓史
9番	首藤佳隆	10番	清原良典
11番	中島貞次	12番	井村淳子
13番	藤澤元之介	14番	玉田正典

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	森文彰	書記	蛭井のり子
書記	清水美紀		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	教育長	沖汐守彦
総務部長	森田好紀	生活福祉部長	嶋津一弥
経済建設部長	松谷真利	教育次長	栗岡正則
財政課長	佐々木信人		

（開議 午前10時00分）

○議長（玉田正典） 皆さんおはようございます。

令和3年第4回太子町議会定例会2日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。
ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第4回太子町議会定例会2日目を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（玉田正典） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一问一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、内容の精査等に配慮し、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願

いたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 皆さんおはようございます。

議席番号3番森田哲夫でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず1番、新型コロナウイルス感染症の変異株への対応についてということで御質問を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が発生し、1年8カ月以上が経過をいたしました。日本では第5波を迎え、今までに類を見ない速度で感染爆発が続いております。それぞれの時期においてウイルスの正体を解明するため、世界的な調査研究の結果を基に、政府、兵庫県、太子町行政がそれぞれの立場から政策を時々に実施し、対応してまいりました。

新型コロナウイルスは次々と生き残りをかけ、変異を繰り返し、現在、デルタ株に置き換わり、感染力は非常に従来に比し強いウイルスへと変化をしております。今後もさらに変異を繰り返し、強毒化することが推測されております。人知の及ばない疫病のウイルスというのは、我々に何を問いかけているのか、さらに、新型コロナウイルスとどのように共生した新たな社会を構築していくかが今後の課題でございます。

今なお世界中に未知の疫病が感染拡大していく中で、新型コロナウイルス株の新たな連鎖を収束するためには、お互いの意識、行動、対策を見詰め直し、鎮静化する手だてについて英知を出し合って、この事態を乗り越えていくことが必要であります。

兵庫県には、現在、緊急事態宣言が発令され、対策が講じられておりますが、今後、さらに感染力の強い変異株の出現にも対応できる体制が急務であります。現在の特徴としましては、児童・生徒を含め20歳未満の新規感染者及び青年層、60歳までの層に感染拡大の増加が顕著となっており、子供及び次世代の若者の命を守るための取り組みが急務であると考えます。また、高齢者のワクチン接種は、重症化防止には効果があるとされておりますが、接種済みの者であっても感染予防対策の徹底が不可欠であります。

このような中、災害対応として、これらの疫病対策に太子町としてどのように取り組んでいるのか。現状と今後の対策方針を示して、町民の命と暮らしを守り、安心・安全な太子町を創生するために、以下について伺います。

(1)新型コロナウイルスワクチンの接種について。

①町民の各年代別におけるワクチン接種の人数と接種率及び今後の接種の進め方について。

②クラスターが発生しやすい集団施設（社会福祉施設、保育施設、幼稚園、学校等を含む）の職員及び利用者等のワクチン接種の状況と対策について。

③職域接種及び集団接種の状況と今後の展開について。

④当日、体調不良等でキャンセルとなった廃棄ワクチンの活用方法と現状について。

(2)デルタ株及び感染力のさらに強い変異株の出現時の各分野での新たな対応と生活様式の変更について伺います。

①保育施設、学童保育及び認可、認可外を含みます。高齢者施設、障害者施設等における集団感染（クラスター）対策について。

②幼稚園、学校における集団感染（クラスター）対策について。

③児童・生徒への感染予防教育と対策について、部活動を含みます。

④自宅療養者の急増に対する対策について。

- ⑤パルスオキシメーターの配布状況と在宅医療体制について。
- ⑥家族内の感染予防対策の徹底について。
- ⑦妊婦に対する感染予防対策について。
- ⑧防災無線を活用した町民への情報発信と予防知識の普及啓発について。
- ⑨農業者、飲食業者、商工業者、中小企業者、カラオケ店等における感染予防対策と事業者支援対策について。
- ⑩新型コロナウイルスと共生した新たなポストコロナ社会の在り方について、各分野ごとにお願います。

⑪コロナ禍の中、地球温暖化による気候変動により、豪雨とか台風等の発生時には、その復旧作業とか、また避難所等の対応及びその水害による床上浸水等への防疫作業を含めたトリプルな複合災害ということになりますが、それらに対応できる体制について。

⑫新型コロナウイルスが鎮静化するためには、我々を含め、自然界に存在する全ての生物——草木に至ります——に心を寄せ、大自然に関する畏敬の念を醸成し、人と社会と自然が自律した共生社会を目指した新たな取り組みが必要と考えるが、各分野において具体的な政策と方針を示していただきたい。自然の摂理に従い、疫病退散に向けた道しるべを“和のまち太子”から発信していく具体案についてお願いいたします。

各分野とは、社会福祉施設、保育施設、幼稚園、小・中学校、農業者、飲食業者、カラオケ店、中小企業者、医療関係者、地縁組織、NPO、行政、町民（家族を含む）等を指します。

以上よろしくお願いいたします。

**○議長（玉田正典）** 生活福祉部長。

**○生活福祉部長（嶋津一弥）** まず、(1)の①各年代における1回目を接種された人数と接種率でございますけれども、現在、町のホームページ上で公表しております接種率は、国の公表基準に合わせまして、令和2年1月1日現在の人口でもって固定された接種数値でございます。今から報告させていただく数字は、今年度の7月末時点の住民登録者数のうちの接種対象者、これは12歳未満の方を除いた総数になりますけれども、3万292人を分母とした8月22日時点での接種率の近似値を申し上げます。

年代別では、90歳以上が382人、89.9%、80歳代が1,979人、93.9%、70歳代の方が4,364人、94.8%、60歳代の方が3,347人、89.1%、50歳代の方が3,062人、72%、40歳代の方が2,536人、47.3%、30歳代の方が1,016人、28.9%、20歳代の方が869人で27.5%、それから10歳代になりますけど、12歳から19歳の方が330人、10.6%でございます。

さらに、9月30日までに4,743名の方が接種予約をされておりますので、その予約者数を入れますと、町全体で2万2,628名の方が9月末までに1回目の接種が終わるということで、率にしまして74.7%の見込みでございます。また、8月26日から妊婦及びその夫またはパートナー、同居家族への優先接種を行っておりますので、さらに接種者数、率が増える見込みでございます。

10月以降は、12歳になる人及び未接種の人のみとなり、現状より接種者が少なくなることが予想され、実施医療機関と調整しながら順次予約枠を掲載し、希望者が接種できるよう継続して体制を整えていきます。また、希望者が接種につながるよう、回覧、ホームページ等で周知を行っていきます。

続きまして、(1)の②クラスターが発生しやすい集団接種（社会福祉施設、保育所）のワクチン接種状況と対策についてでございます。

社会福祉施設につきましては、重篤化しやすい社会福祉施設入所者及び従事者を皮切りに、希望される方には、その全員に対して5月のゴールデンウィーク明けより優先接種を開始しました

ので、県下の中でも比較的早く2回目の接種まで完了しております。

また、基礎疾患のある人や訪問型の介護施設従事者等については、本年6月8日より予約受付を開始しましたので、希望され、早期に予約された方は既に2回目の接種を終えていることとなります。

また、保育所などに勤められている保育士のうち接種を希望された人、5月からの廃棄ワクチン枠65名、それから夏休みの教職員等優先枠73名、計138名となるんですけども、8月29日までに接種済みとなっております。

集団感染が危惧される場合等には、一般接種の予約進捗を見ながら2回目のワクチンを確保しつつ、適宜慎重に優先枠や特別枠を設け、接種を受けやすい環境づくりに努めております。

続きまして、(1)の③職域接種及び集団接種の状況と今後の展開についてでございます。

職域接種につきましては、東芝デバイス&ストレージ株式会社におきまして1,100名、そのうち町民の方が258名でございます、モデルナ社製のワクチンで実施されております。

集団接種は、一度に多くの住民の接種が可能である一方、集団感染やワクチン管理に関するトラブル、接種ミス等のリスクが生じることに加え、日本小児科学会の指針により12歳以上の小児に対しては個別接種が基本とされているところでございます。現在、太子町では、個別接種のみで必要な予約枠を十分確保できており、集団接種を実施している他市町に比べましても順調に実施できている現状でございます。

また、世論の状況により左右されます住民ニーズに対応した増枠や減枠も、各医療機関との日々の調整により柔軟に対応できる環境を確保していることから、現在、感染力の非常に高い変異株が拡大する中、町民に安全で安心できる環境で接種できる環境を維持するためにも、太子町では集団接種を実施せず、個別接種のみで実施する予定でございます。企業におかれまして自発的に集団接種をされる分には、それはそれで意義のある判断であると認識しております。

続きまして、(1)の④当日、体調不良、未来院等でキャンセルとなった廃棄ワクチンの活用方法と現状についてでございます。

廃棄ワクチンの活用につきましては、コールセンターにおきまして、翌日以降に予約されている町民の方を優先しまして案内し、それでも見つからない場合には、廃棄ワクチン対応で名簿登録のある役場の職員を派遣して対応しております。現在、名簿登録のある職員は40名で、そのうち接種済みが11名でございます。

当日のキャンセルを避けるための対策といたしましては、コールセンターで予約された方に対する前日の電話連絡や、職域及び大規模接種センターなどで接種済みであるにもかかわらず、当町の予約をキャンセルされていない二重予約者等を事前にシステム抽出し、連絡することでキャンセル漏れを回避し、他の町民がキャンセル枠に予約できるように努めておるところでございます。

続きまして、(2)のデルタ株及び感染力のさらに強い新型コロナウイルス変異株の出現時の各分野での新たな対応と生活様式の変更についての①保育施設、障害者施設等における集団感染対策についてでございます。

障害者施設につきましては、施設内での直接面接の中止、それから利用者の外泊、外出の自粛を行った上で、手指消毒、マスク着用、換気の徹底など感染経路の遮断及び感染防止対策を厳重に徹底してまいります。保育施設につきましても、換気、小まめな玩具消毒や手指消毒、次亜塩素酸水での拭き掃除など感染経路の遮断及び感染防止対策を厳重に徹底してまいります。

このような既に通知されております国や県の注意喚起をきっちりと行っていく中で、さらに何ができるかということがございますけれども、専門家の提言などによる国通知や先進自治体の取

り組みなどの情報収集を行い、本町に何ができるのかということは今後とも検証していきたいと考えております。具体的な施策につきましては、今の段階ではお答えできません。

それから、高齢者施設に対する新型コロナウイルス対応につきましては、国や県からの通知は、県の高齢政策課から各施設へ通知されております。太子町といたしましても、必要な事項は町ホームページ上に掲載するようしております。また、昨年11月には、町内の介護サービス施設の職員を対象に防護服の脱着研修を行いまして、感染予防備品を備えていただくとともに、クラスター発生時に施設自らが対応できるようにしております。

変異株の出現は非常に脅威でございますが、地方自治体が取れる対策といたしましては、従来型の新型コロナウイルス対策と同様に、国や県が通知する内容に即した対応、これを各介護サービス事業者へ注意喚起することに努めるとともに、クラスター発生に備えて支援用の感染予防物資を備蓄しております。

介護サービスは、緊急事態宣言下にあっても事業継続が求められており、介護の現場は長期間緊張の中にありますが、サービスを受けている高齢者の方々へは、通常と変わらぬ日々を提供すべく尽力いただいております。本町といたしましては、引き続き注意喚起をするとともに、支援物資の提供といった面でも対応していきたいと考えております。

続きまして、(2)の④自宅療養者の急増に対する対策についてでございますが、県内の1週間の平均患者数が急増しておりまして、龍野健康福祉事務所管内においても増加傾向にございます。町内におきましても自宅療養者が一定数おられると考えられます。

自宅療養者に対する県の対策としましては、まず1つ目に、家庭訪問による継続した健康観察、2番目にパルスオキシメーターの貸出し、3番目に、兵庫県看護協会によるアプリを活用した健康観察、保健師による相談、4つ目に保健師による家庭訪問、5つ目に、希望者には5日分の食料品ということでございますけれども、それと衛生資材等の配付を行っております。

第5波を迎えまして、県の対策強化といたしまして、パルスオキシメーターを1,000個追加購入、保健師の増員、食料品の配付を1日100カ所から希望者全員に拡充、酸素供給装置30台の追加をしているところでございます。

町の自宅療養者の急増に対する対策として、往診が必要な自宅療養者に対し、往診医師が負担する保険料相当分を町が医師会へ協力金として支出し、支援しているところでございます。また、自宅療養者のうち希望者に対しましては、フードバンクはりまを活用しました食料品及び衛生材料の配達を行っているところでございます。

続きまして、(2)の⑤パルスオキシメーターの配布状況と在宅医療体制についてでございます。

パルスオキシメーターの配布は、龍野健康福祉事務所が自宅療養者の希望者に加え、年齢とかBMI、陽性者の症状などにより福祉事務所が必要と判断した方に貸出しをしております。現在、全国的に品薄状態ではございますけれども、現時点では対象者全員に配付できている状況であると確認しております。

なお、太子町民への配布数は、県に問合せをいたしましたが、把握できない状況でございました。

配布日につきましては、ほぼ陽性判明した日に自宅のポストに配布しておるようでございますけれども、遅くとも翌日には配布完了していることを確認しております。

このパルスオキシメーターにつきましては、今後、不足が見込まれまして、8月25日に龍野健康福祉事務所より太子町に対しましても準備の要請がございました。急遽、太子町としましても購入し、配備する予定でございます。

在宅医療体制につきましては、血中酸素濃度に異常があった場合には健康福祉事務所へ連絡が入り、往診が必要な自宅療養者に対しましては、県からの要請で医師が往診することになります。容体によりましては救急車で緊急搬送ということもあり得るということでございます。

続きまして、(2)の⑦妊婦に対する感染予防対策でございます。

妊婦に対する感染予防対策としまして、町では、母子手帳発行時にマスクと除菌シート、感染予防対策の普及啓発のチラシ、それをセットにしましたものを配付しております。コロナ禍での妊娠、出産を迎える不安や感染対策等に対する相談支援を実施しております。また、妊娠後期の妊婦の新型コロナウイルス感染が重症化しやすいことに加えまして、妊婦が感染する場合の約8割が夫やパートナーからの感染であることから、太子町では、他の市町村で対象としている妊婦とそのパートナーに加えまして、同居家族への優先接種を8月28日より実施しております。対象妊婦の人数は約130名でございます。

さらに、産後1年未満の新生児や乳児を育てる産婦につきましても8月30日より受付開始、9月3日より接種を実施する予定でございます。対象者は212名でございます。

これら協力をいただいた医療機関でございますけれども、4つの医療機関でございまして、野村医院、それから二ノ丸内科、太子病院、富井外科・脳神経外科医院、この4つの医療機関でございます。コロナ禍でも、安心して妊娠、出産、育児ができる環境を整えられたものと考えております。

続きまして、(2)の⑧防災無線を活用した町民への情報発信と予防知識の普及啓発についてでございます。

防災無線を活用した事例としましては、新型コロナワクチン接種の予約に関する中止、またそれに伴いまして、再開時の受付状況の周知に活用しております。防災無線の使用は緊急性のあるときに使用しております、肉声で活用する場合は限定的であるとの判断をしております。

そこで、年代別で情報収集のツールが多様化していることもありまして、より多くの町民に必要な情報を迅速に届けることができますように、町の広報、それから回覧、町ホームページ、フェイスブック、防災メールについても活用し、住民に必要なワクチン情報や予防知識等の普及啓発をはじめとした情報発信に努めているところでございます。

続きまして、(2)の⑩新型コロナウイルスと共生した新たなポストコロナ社会の在り方についてで、まず社会福祉施設についてでございます。

新型コロナウイルスとの共生には、高齢な人や障害のある方が安心・安全に社会活動が続けられるよう、感染しない、させない介助、接遇、施策が必要となります。例えば車椅子利用者へは、飛沫感染予防のため、対面ではなく斜めから距離を取って声かけや挨拶を行う。視覚障害のある方へは、案内する際には、接触感染予防のため、手ではなく手首を保持して案内するといった有効と分かっていることを積み重ねることで感染リスクを下げ、予防してまいりたいと考えております。

それから、保育所につきましては、手洗いやせきエチケット、換気といった基本的な感染症対策に加えまして、感染拡大リスクが高い「密」を避ける、身体的距離を確保する、近距離で一斉に大きな声で話さないといった感染症対策を徹底することで感染リスクを下げ予防してまいりたいと考えております。

それから、医療関係者についてでございますけれども、医療提供体制を強化し、相談、受診、検査、療養先調整、移送、転院、退院、解除まで、一連の対応が目詰まりなく行われ、病床、宿泊療養施設が最大限活用される流れを確保する必要があると考えます。

現在、デジタル時代に向けた規制の見直しとして、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間の措置としてオンライン診療、服薬指導が実施されております。今後、医療体制におけるオンライン診療が幅広く実施されていくのか、開業医が多く、かかりつけ医が活躍されている太子町においても実施していく必要があるのか情報収集し、経過を見ていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（玉田正典） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 私のほうからは、1の(1)の②幼稚園、学校におけるワクチンの接種状況についてであります。

幼稚園及び小・中学校においてワクチン接種を希望します教職員につきましては、夏季休業中に2回目の接種が完了するよう、さわやか健康課と連携をしまして7月31日から優先枠を設けまして接種を完了したところであります。

なお、満12歳になった小学校6年生から中学生の接種につきましては、令和3年6月22日付の文部科学省の通知に基づきまして、保護者の判断、同伴による接種を基本としまして、学校における集団接種は今のところ考えておりません。

なお、児童・生徒及び教職員の接種率等につきましては、その通知にもありますように、個人情報、人権の視点から十分配慮するよう指導を受けておりますし、今のところ、学校現場でもそのように指導しております。

2点目の1の(2)の②幼稚園、学校における集団感染対策につきましては、学校園における感染防止対策の基本は、1つにウイルスを学校園に持ち込まない、2つに学校園内で感染を拡大させないこととあります。今回流行しておりますデルタ株は、従来のものより感染力が非常に強い、あるいは緊急事態宣言、全国状況を踏まえまして、基本的な感染防止対策の徹底と強化に努めております。特にウイルスを学校に持ち込まない対策としましては、従来の検温、健康観察、手指消毒、マスクの着用などの基本対策の徹底はもちろんのこと、本人あるいは家族に発熱等の症状がある場合あるいは本人または家族が病院を受診した場合は、医師の判断が出る場合あるいはPCR検査を受けた場合は、その結果が出るまでは、学校保健安全法第19条の規定によりまして出席停止といたしております。また、感染に不安を抱くなど合理的な理由がある場合は欠席扱いにしないなどの配慮に併せて、感染をしたり、あるいは濃厚接触者に特定された場合には10日あるいは14日の欠席が指定をされますので、その間、1人1台整備されております端末を自宅に持ち帰り、学校からの連絡あるいは健康観察、学習支援など、そういう形で活用する予定にしております。

学校園内で感染を拡大させない対策としましては、従来の密を避ける、手洗い、マスクの着用、換気などの基本対策に加えまして、現在、9月に実施予定の全校及び学年行事、泊を伴う修学旅行、自然学校等につきましては、延期または中止の指示を出しております。また、日常の教育活動で感染リスクの高い教育活動については特に制限を加えております。県の通知にもありますが、小学校のスポーツ少年団、中学校の部活動については、緊急事態宣言が今のところ9月12日まで出ておりますので、それまでは中止ということにしております。また、給食、体育の授業などマスクを着用しない活動については、特に感染リスクが高いということで配慮した指導を国、県の通知に基づいて行っております。

なお、新規感染者の増加が懸念をされます新学期を明日から迎えますので、各学校園には、学校等における感染症対策チェックリストを作成しまして教職員の共通理解を図りますとともに、保護者への通知も含めまして家庭と連携しながら感染防止の徹底を図っていきたいと考えており

ます。

さらに、休業明けの9月1日は、過去の統計から見ても、児童・生徒の自殺が群を抜いて年間で一番多い日となっております。感染防止対策はもちろんのことですけれども、子供たちの心のケアについても十分配慮するよう通知を出しております。

3点目としましては、1の(2)の③児童・生徒への感染予防教育と対策であります。

学校園における感染予防教育の視点としましては、1つに、新型コロナウイルスに関する正しい理解、2つ目としては、感染予防の具体的な行動や新しい生活様式への実践、3点目としましては、部活動を含めて感染リスクの高い教育活動への理解と制限、4点目としましては、いじめや差別、風評被害に対する人権教育の推進、5点目としましては、ワクチン接種に関する保護者への正しい情報提供、啓発などが視点としては考えられます。

いずれにしましても、子供たちの実態や発達段階、感染状況を踏まえながら適切に指導していきたいと考えております。

最後に、1の(2)の⑩新型コロナウイルスと共生した新しいポストコロナ社会の在り方についてであります。学校園につきましては、基本として感染防止対策と教育活動の両立が求められております。これまで感染防止対策として、あるいは新しい生活様式として様々な取り組みを子供たちが今行っています。この取り組みは、今後の基本的な生活習慣として定着もしていきますし、このことが基本になろうと思っております。その上で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、現在、多くの学校行事が延期または中止、縮小した形で今実施されております。また、学習活動においても、一定の制限がかかりながら取り組みが進められております。

このような中で、様々な学校行事や教育活動の目的、意義を改めて学校現場では検証しまして、創意工夫しながら教育活動を展開しております。この検証したり、見直したりする視点は、ポストコロナ社会を見据えたものとなっているものと考えております。さらに、1人1台の端末の整備が完了している現在、ICT機器を効果的に活用した日々の生活や学習方法は、今後のポストコロナ社会を支える1つの大きな手段になるものと考えております。

私のほうからは以上であります。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 私のほうから、1(2)⑨⑩のことにつきまして、一括して答弁をさせていただきます。と思います。

農業者、飲食業者、商工業者、中小企業者、カラオケ店等につきまして、各分野におきまして感染拡大しているのが、従来型か、変異型か、そういうものを問わず、これまで取り組んできた感染予防策、拡大防止策を徹底していくということが肝要かと考えております。特に飛沫による感染のおそれが高い飲食店については、県の休業要請に応える事業者への協力金の支給に加え、町の独自支援策として、県のコロナ対策適正店認証制度に基づく認証を促進するため、感染防止対策を積極的に進める事業者、ポストコロナを見据え、顧客や従業員との接触の機会を減らすよう取り組む事業者に支援を行うことができないか検討をしております。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうから、(2)の⑩のうち、地縁組織、NPO、行政、町民の分野でのポストコロナ社会の在り方について答弁させていただきます。

ポストコロナ社会の中、地縁組織やNPO、住民、行政が協働してまちづくりを進めることが今まで以上に重要になると考えております。不要不急の外出自粛、人との距離の確保など、新型コロナウイルス感染症により私たちの生活は変わりましたが、地域とのつながり、行政と住民の

皆様の関係は変わることのない大切なつながりであると考えております。その関わりにおきましても、感染症を正しく知り、恐れ、予防することで、人権に配慮し、互いに認め合うことも大切であると考えております。

続きまして、⑪のコロナ禍の復旧作業、避難所の対応、床上浸水による防疫作業に対応できる体制について答弁させていただきます。

コロナ禍における避難所運営は、検温等の健康観察、身体的距離を確保するための間仕切りの設置、換気等の徹底のため多くの人手を要するため、そのほかの復旧作業に係る職員の確保が課題となってまいります。避難所の開設が長期となる場合は、避難所運営委員会を組織して自主的な避難所運営を行っていただき、そのほかの職員は災害対応と必要不可欠な通常業務に従事いたします。

町では、床上浸水等が発生した際、防疫作業に必要となる塩化ベンザルコニウム逆性石けん（オスバン消毒液）、次亜塩素酸ナトリウム（ハイター）、アルコール消毒液等の消毒液を保管するとともに、水害時の消毒法や水害後の健康管理など住民の皆様へ速やかに周知できるよう準備しておりますが、相談や問合せへの対応業務にも多くの職員が従事することとなります。

災害時においては、一定期間は災害対応業務が優先となりますが、通常業務も含めた優先順位に基づき住民サービスを確保することが重要と考えております。現在、各業務の優先順位を明らかにするための業務継続計画を策定しておりますので、今後、当計画に定める業務の優先順位に基づき、非常時における体制強化に努めてまいりたいと考えております。

最後に⑫です、“和のまち太子”の新型コロナウイルスの鎮静化に向けた道しるべについてでございますが、新型コロナウイルスに対して、医療関係者や専門家、行政機関等が治療方法や分析、感染防止対策、経済対策等の具体策を懸命に実施しておりますが、ウイルスは猛威を振るい、人々の心理的な負担も増加している状況でございます。また、感染への不安と恐れから、人と人とのつながりの希薄化、偏見、差別等の感染症に起因する様々な問題が発生し、ウイルス蔓延に起因する脅威を改めて感じているところでございます。

これからの共生社会においては、先ほど答弁いたしました各分野でのポストコロナ社会の在り方を具体化し、正しい知見の下で全ての人々が共通理解を持ち、乗り切っていくべき課題と認識しております。町におきましても、ワクチン接種を推進するとともに感染防止対策に努め、感染症が終息に向かうよう鋭意取り組んで進めてまいりたいと考えております。

○議長（玉田正典） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 時間がもう押しておりますので、1つ1つのチェックをしておいたら時間がありませんので、ポイントのみお聞きいたします。

新型コロナウイルスは、従来の方法と型が変わってまいりました。現在では空気感染をするのではないかというふうなところまで言われておまして、従来の対策をしておったのでは、これを乗り越えることはできないと。そのためにクラスター予防のために、どういう工夫をされてるのか、どういうところに視点を持ってクラスター予防をされてるかというところが一番知りたかったところでございます。

そういう意味におきまして、学校において12歳以上を含めた児童・生徒へのワクチンの接種勧奨を強く進めると。あくまで本人なり保護者の意向でありますけれども、従来と違うのだというところの危機意識というものを、どのように行政が発信していくかによると思います。若者の感染者が非常に多いということで、東京都なんかでも接種待ちをしているという状況でございますので、そういう面におきまして、今、接種率をいろいろお聞きしましたけれども、30歳代、40歳代、まだこれからだと思いますけれども、その人たちが受けようと思って行ったのに受けられな

いということは非常に残念なことになると思いますので、私は枠を広げて、そういう人たちに対しての集団接種というものを、若者向けにいつでも受けられるような体制というものも必要ではないかというふうに考えますけれども、その辺の考えをお聞きます。

学校での普及啓発の児童・生徒への在り方と、そして、集団接種及び教職員を含めた中でのワクチン接種の普及啓発の重要性、そして、その人たちを把握しておく。そのワクチンを打てるか、打ってないかということ把握しておかないと、クラスターが出たときの調査をするときにおきまして非常に困るわけでございます。その辺につきまして御答弁をお願いします。

○議長（玉田正典） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） ワクチンの接種については、国の通知のとおり、これは本人の希望あるいは様々な理由によって、受けたくても受けられない人もいます。受けた、受けないによって差別が生じる。例えば具体的に言えば、クラブ活動なんかの試合に出られないとか。そういう受けた、受けないという物差しで判断がされることは、学校教育では決して起こしてはならないことだろうと思っております。

ただ、保護者への啓発という視点では、そういう専門的な方に来ていただいて、正しい知識だとか効力だとか、そういうことについては、学校として大いに今後検討すべき余地はあろうと考えております。

以上であります。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） ここ最近、若い方への感染事例が報道されておきまして、太子町におきましても、9月の接種予約枠は、8月10日ぐらいには約1,000件の空きがあったんですけども、今現在、9月枠が全て埋まっているような状況でございます。若い方が接種予約をされたものと認識しております。

集団接種ということでございますけれども、人が集まりますと、そこで密になります。また、友達とか顔見知りの人と会場で会って、その後、一緒に遊んだりというようなことも起こり得ますので、太子町としましては、今の個別接種を続けていきたいと考えております。それによる支障も当面起こらないものと考えております。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 若年者に対する認識が変わってきたということは事実だろうかと思えます。受けたいときに接種をしてくれるということは、若者の思いであります。予約しても取れないとかということではなくして。そのためには集団接種にしなければ、かかりつけ医とか、そういうところだけでは……。今まではそれでよかったんです。しかし、この新しいステージに入ったときに、そういうことは必要ではないかと思えますので御検討をお願いします。

それと、次に、一番大事なのは、医療のところももう逼迫してしまったと、どんどんどんどん患者が増えてくるがゆえに、大阪府のほうでは医療崩壊が起こって野戦病院とか、また酸素ステーションとか、そういう中で、軽症、中等症者に対して、発症後7日以内に外来での抗体カクテル療法をして重症化を防ごうというところの動きも医療の現場であります。それは県とか国の動きであります。

しかし、市町でしなければいけないことは、自宅療養に対する中での家族内の感染、これをいかに食い止めていくかということが責務であろうかと思えます。と同時に、自宅療養ということは、PCR検査で陽性になって患者として診断を受けてる患者でありますけれども、受けてなくても無症状の中で広がりますから、発症する2日前後でウイルスは出るわけであります。したがっ

て、症状がない中でウイルスというものは拡散していくわけでありまして。そういうところも念頭に入れながら、今後、保育所とか幼稚園、学校の中で子供同士が感染を起こして自宅に持ち帰る、もしくはお父ちゃん、お母ちゃんが職場から持ち帰って子供に感染をさせてしまうと。特に乳幼児を含めた幼稚園以下の未就学児を含めると、どうしても濃厚接触にならざるを得ない。父親も母親も感染を起こしてる。じゃあ、その家族が、あと子供が何人かいたら、預けるところがないというふうなことが現在起こってまいっております。それが今のウイルスの状況なんです、ウイルスの姿なんです。

その中で、いかに家族の中で感染を遮断していくか、そして学校の中での感染をしないかということが、今、この時期における各市町での大きな対策の方針だと思っておりますが、その辺の危機意識と、自宅療養を含めた家族内感染予防の対策というものについての具体的な内容がございましたら、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（玉田正典） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 基本的に、学校で1人感染者が出たという場合、その感染経路がどうなのかによっても大きく異なります。例えば、この8月1日以降、太子町内でも児童・生徒に感染者が出ています。経路は、お父さん、お母さんが会社とか外でもらってきて陽性になって、そして濃厚接触者指定になって、PCR検査を受けて陽性が出てくる状況であります。つまり、誰かが家族が一番に陽性者になってつながったというケースであります。

しかし、もし学校で1人出た場合、感染経路が分からない場合には、基本的には、これまでも3日、全校臨時休校で一斉に閉めておりました。3日間というのは、誰が濃厚接触者で、誰とクラスが一緒だったとか、そういう追跡調査をして、そして感染の濃厚の強い生徒を特定してPCR検査を受ける。受けたら、必ず次の日に結果が出てくるということで2日要ります。それと、校舎内の消毒ということで1日、これも要ります。だから、これまでは3日かちっと閉めて感染拡大を止めてきました。

ただ、現在、国のほうから、学級閉鎖、学年閉鎖、全校閉鎖の一定の基準も出ております。だから、それも参考にしながら感染を拡大させない取り組みは徹底をしていきたいと考えております。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 家庭内での感染防止でございますけれども、基本的に、共同で利用するお風呂であったりトイレ、それから食卓で一緒に食べているのが通常でございますので、非常に家庭内での感染予防というのは難しいと考えております。

具体的な策ということでございますけれども、専門家でもございませぬし、これとって具体をお答えできる状態ではございませぬ。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 自宅での対応というところが一番のキーワードになるわけではあります、1つ御提案をします。

パルスオキシメーターを、患者となれば保健所が配置をしたいと思いますけれども、症状が中等症とか軽症のように出なくても、パルスオキシメーターで酸素飽和度を測っておくということが、症状が出ない中で早くキャッチをすることができるかと思うんです。そういう面でパルスオキシメーターというのを、患者になる前の状況で各家庭に1個ずつ配置をすとか、また、各学校の中の保健室に1台は置いておくということで、たえず酸素飽和度も測りながら——レントゲンを撮って、CTを撮れば肺の状況は全て分かるんですけれども、それはドクターでも（聴取不

能)で分からないわけでありまして、今のところは、酸素飽和度とか聴診で判断されてるわけがあります。

そういった面で、私も業者に問い合わせたりいろいろしてみました、パルスオキシメーターの納入はできるのかどうかということで。随時申し込んでおけばできる状況でございますので、そういう公的な施設とか、ちょっとしんどそうやなど思ったときにパルスオキシメーターで測ってみるとかという科学的な根拠というものの中で、また、家庭内にも1軒に1つ配置をするということも施策ではないかと思いますが、その辺いかがですか。

○議長(玉田正典) 教育長。

○教育長(沖汐守彦) 先ほども嶋津部長のほうからも答弁がありましたように、パルスオキシメーターについては、町として、現在購入を予定もされておるように聞いております。それで、学校現場とも最低1台は配置していただきたいという要望も出しながら、町全体でそういう対応はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長(玉田正典) 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 今、教育長のほうは、学校の臨時休業の措置の基準のこの話をされました。私も文科省からの文書も全部読みましたが、大きく分けて3点、学級閉鎖の場合のことがあったように思います。そういう患者が複数人出るとか、感染者が1人でも、風邪症状の中の人がいるとか、濃厚接触者がいるような場合には5日から7日程度の学級閉鎖をするということでありまして、先を見通したときに、恐らくこれから、その患者は次々と出てくると私は思います。そういったときに学級閉鎖がどんどん起こってくる。そして、保育所では、乳幼児も含めて休園が起こってくる。だんごになって寝てるわけですから、その対策について何かあることがあればおっしゃってほしいんですけども、そういった状況がもう目の前に迫っております。そしたら、働いてるお母さん方にも負担がかかってくる。給食も止めないといけない、いろんなところへの波及が、このデルタ株によって生活様式が、これから2学期に入ってから変わってまいります。

そういったような中で、最初、私、提案しましたように、この人はワクチンを打ってるか打ってないかということ、普通、感染症の立場からいえば、それをきちっと把握していくということが次の対策も取りやすいわけなんです。児童も職員も含めて、保育所のそれぞれの職員の人も含めて。しかし、この間、福祉文教常任委員会でも聞きましたけれども、そこまで踏み込むと、個人の情報的なことがあるのでできないということで、自由に、打てる人は打ってくださいということでありますけれども、これからクラスターが発生したときの調査を、保健所がなかなか忙しいからできないので、学校とかそれぞれ所管している施設の中にある程度任せて、それで保健所に相談するというふうに変ってきてると思いますが、そうなったときの現状、ワクチン接種の状況とか、それも全て一覧に出してもらおうんですけど、私らはそういうことをしてきましたから。一人一人どういう行動をしてきたかということ聞き取り調査をしながら濃厚接触者の範囲を決めていくんですけども、そういったようなことを専従でできる職員というのものも、これから必要になってくる可能性があります。

そういった中で、この危機を乗り越えるに当たって、もう一度、状況が変わっていく、この2学期の今このときにこそ、そういった把握をしておくことが必要ではないかという気もするんですけども、もう一度お聞きします。いかがですか。

○議長(玉田正典) 教育長。

○教育長(沖汐守彦) 確かに、議員御指摘のように、ワクチンを接種しているかどうかという

ことを把握することも、これは間違いなく大事だろうと思います。ただ、私ども教育に携わり者として、人権、個人情報の前提に立った上での把握。だから、保護者が私ところは受けますよということで自主的に申告をしていただけたら——やはり個人情報尊重、人権の尊重、これをベースに考えていきたいと考えております。

なお、議員の御指摘につきましては、今後も十分検討なり、十分重要的ことであろうと認識しております。

以上であります。

○議長（玉田正典） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 高齢者施設とか保育所等における利用者及び職員の接種状況とか、そういったような調査を、自分たちが今度は入らなければいけないということも視野に入れた中での事前準備ということについて、もう一度お聞きします。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 自治体といたしまして、学校園もそうなんですけれども、保育園、それから高齢者施設におきましても、自主的な報告によりまして町のほうへ情報が入ってくる状況で、保健所が把握した段階では、氏名とか住所、それは一切非公開でございます。そういった中での情報収集という市町村の立場でございますので、個々に把握することには抵抗は感じておるところでございます。あくまで、先ほど教育長が申しましたように、個人情報の保護の上での対応となってきます。

また、ワクチン接種につきましては、異物混入とか、あるいはモデルナ社製のワクチンでございますけれども、因果関係は分かりませんが、30代の方の死亡例も厚生労働省は発表してございます。そういった中での接種する、しないの各個人の判断でございますので、差別につながるような、そのような情報は行政としては収集すべきではないという考えでございます。

○議長（玉田正典） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 これは国立感染症研究所からいつも出てる状況でございますけれども、乳幼児から大学生までの福祉施設、教育施設関係者の皆様への提案ということで出ております。特にデルタ株流行後は、小児から家庭内に広がるケースがどんどん増えておって、対策を急がないといけないということとか、そういった保育士、教員等における感染を持ち込ませないことを徹底していかなければ、どんどんクラスターが出てきてるという状況とか注意を促してるものです。いつも国立感染症研究所から出ておりますので、また御参考になっていただいて、きめ細かい対応を、従来にプラスをした新たな感染予防対策というものを進めていただきたいと思います。

それでは最後に、これ⑫のことでございますけれども、以前、阪神・淡路大震災のときに、ひょうご青少年憲章というのがつくられました。私もこのときにいろいろ関わったんですけども、この中で非常に強く畏敬の念を培うと。「自然を愛し、生命を尊び、みえない世界にも襟を正して生きていこう」という1つの提言を出されております。それに基づいて前兵庫県知事は、人と社会と自然が自立した共生社会をつくっていけということで県の施策の基軸にそれがなっております。

そういった中で、新型コロナウイルス感染症の、疫病の感染症という目に見えないところの脅威に対して、お互いがどういう関わりを持っていくのかというところで、お互い一人一人がウイルスにも心を寄せる。人間はもちろんそうなんですけれども、お互い人間同士で心を寄せ合いながら、地域社会の人たちも、感染予防という1つの疫病退散という目的の中において、心を一にして寄り添いながら次のポストコロナの新たな社会の実現を目指した決意というものを、今、私たちは、今の流れだけに追われるんじゃなくして、そういったものも含めて考えていかなければ

ならないときではないかと、そのように考えております。

気候変動によりまして、豪雨も含めて、いつ起こるか分からない。これからどんどんどんどんと風水害が起これ、ある学者が、10メートル以上の津波が押し寄せてくる可能性も十分あるというので、これは気候変動によるものであります。今、コロナ禍の中にそれが起こりますと、右往左往すると思います、手に負えないと思います。そういったことが目の前にいつ起こるか分からないということを私たちはいつも考えながら、危機意識を持って、お互いが、それぞれがそれぞれの立場で知恵を出し合って、そして、このコロナ対策の議論をどんどんどんどん深めながら、私たちはこういうことができる、こういうことをしたらどうだろうかということ現場の方々の意見をどんどんどんどん聞いていただいて吸い上げて、いろんなことをもって新たな政策をつくり上げていただきたいというふうに考えます。

この“和のまち太子”、聖徳太子の没後1400年に当たって、これらの困難をお互いが乗り越えて、そして皆さんと一緒に、この太子町の町に住んでよかったと本当に町民が喜んで、一緒に、みんなで同じ汗をかきながら、苦しい中であっても乗り越えられたというものを形として行政側が方針を示していただかなければいけないと思っております。

ちょっと時間が長くなりましたが、私の質問が多かったものですので、まだまだ言いたいことはあるんですけども、もう時間がありませんので、これで終わらせていただきます。しっかりとお互いが、町議会と行政並びに町長部局、教育委員会部局とが一緒になって、共に“和のまち太子”から感染対策の輪を広げていくことを、心を1つにすることをお願い申し上げまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（玉田正典） 以上で森田哲夫議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時12分）

（再開 午前11時13分）

○議長（玉田正典） 再開します。

次、吉田正之議員。

○吉田正之議員 4番吉田正之、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

町長の政治姿勢を問います。

8月20日に太子町議会で臨時全員協議会が開催され、そのときに福祉文教常任委員会から、教育委員会に関する事実確認調査総括が提出されました。町長はこの内容を既に読まれていると思いますので、この内容について町長の感想と町長が認識している事実関係について以下の点を問います。

1つ、教育委員会に関する事実確認調査総括の内容について感想とか反論はないか。それに関する事実関係について誤認がないかを、まず問います。

2つ目、委員会から出席調整依頼があったが、相当の長期間後に最終的に文書回答になっているが、なぜこのような期間を要して最終的に文書回答になったのか。このたびの委員会の調査の位置づけはどのように認識していたのか。

3、教育委員会に関する事実確認調査総括を見ると、再々教育委員会との和解ができるタイミングがあったと思う。町長はマスコミに対して、コミュニケーションが下手だとの趣旨のことを言っていますが、そうであるなら、なぜ議会等に仲裁を依頼しなかったのか。聞くところによると、教育委員会側から仲裁してほしいとの要望らしきものがあったが、町長が何も言ってこないの、仲裁に入れなかったとも聞いてます。

4つ目、教育委員会に関する事実確認調査総括を読む限りでは、町長の本心は、教育長や教育

委員の人たちを慰留する意思はなかったように読み取れますが、町長は本心で慰留する意思があったのでしょうか。

5つ目、教育委員会側は何が問題であると言っているのでしょうか。教育委員会側が言っていることを理解していますか。これが問題にされていると感じていることを述べてください。それらのことがなぜ問題になると思いますか。

6つ目、教育委員会からうそや虚偽答弁と思われても仕方がないとのことですが、これに関して町長はどのように説明しますか。

7つ目、教育委員会に関する事実確認調査総括の冒頭に、町長の姿勢を改善し、町政を立て直すとありますが、どのような姿勢を言われていると思いましたか。そのため、どのようなことを改善しようと思いましたか。

8つ目、町長の姿勢について変化や改善がないと言われてますが、町長自身は、このように変化し、改善したと言えますか、具体的に述べてください。

以上です。

○議長（玉田正典） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時16分）

（再開 午前11時18分）

○議長（玉田正典） 再開します。

町長。

○町長（服部千秋） 通告いただいた内容について御答弁をいたします。

(1)教育委員会に関する事実確認調査総括の内容について感想や反論はないか。それに関する事実関係について誤認がないかについてですが、まず、大前提としまして、調査総括2ページに「結論への参考となる事実を確認する」とあり、さらに、「事実の究明を目的として中立、公正な立場で調査を行う」とありますが、事実以外に委員長の意見や感想が多くあるように感じておりますが、事実として記載されている部分を中心に、誤認であると感じる部分や補足が必要な箇所などについて答弁をさせていただきます。

初めに、令和3年6月11日の議会運営委員会の所管事務調査報告書において、請願に関して、「今後、議会として真相究明を行うことについては、教育委員会の所管である福祉文教常任委員会に委ねることに決定した」とある一方、調査総括1ページに、「議会が自ら能動的に動く形で、議会制度の活用を議会運営委員会において協議し、」などとされております。それぞれの記載の兼ね合いを疑問に感じ、申し上げさせていただいたところです。

次に、3ページについては、補足でございますが、総務部長及び財政課長が委員会へ出席しなかったことについては、所管外であることだけでなく、特に私が体調を崩し、療養している間においては、毎日の庁議などにより町長部局と教育委員会部局とは綿密に情報共有を行っていたと幹部より聞いております。このことから、福祉文教常任委員会の所管である教育委員会部局の持つ情報で十分に事実確認ができると判断したことも理由の1つとして加えさせていただきます。

次に、5ページにおいて、「問題解決に向けた全体的な動きが町長になく、教育行政トップとしての町長からの働きかけもない下では、教育委員会で辞職が認められないとなった以上、進退についての判断が困難な状況にあった」とありますが、令和3年8月18日付太企画第460号の2、太子町議会（福祉文教常任委員会）よりの太子町長への質問に回答しましたとおり、4月からの複数回の慰留や相談の後、今回の件を福祉文教常任委員会で取扱うこととなり、その後の教育長への相談等の際、同委員会委員長報告に基づく全員協議会での結論を待って、教育長などが改めて態度を表明するとされたため、これを尊重し、慰留などの働きかけを取りやめていたもの

でございます。

次に、6ページにおいて、「6月1日に慰留または相談をしたことになっているが、少なくともそれ以降の行動は何もない」とされていますが、さきに申しましたとおりの理由により慰留などを取りやめていたことによるものでございます。

次に、これは事実ではなく、意見や感想の部分ではございますが、5ページにおいて、「町長の行動には、教育長などからうそや虚偽答弁を行っていると判断されても仕方がない部分がある」とされていることや、7ページにおいて、「事実と異なる発言や無責任な発言の連続で、自らの発言に対する誠意ある行動も見られない。第三者からうそ、虚偽答弁と言われても仕方がないほどである」とされていますが、私も人間ですので、記憶間違いということはあったかもしれませんが、意図的にうそや虚偽答弁は決してしておりません。名誉にも関わることでございますので、これは明確に否定させていただきます。

以上が主な私の意見でございます。

(2)委員会から町長の出席の調整依頼をし、調整会議で協議したが、相当の長期間後に最終的に文書回答になっているが、なぜこのような期間を要して最終的に文書回答になったのか。このたびの委員会調査の位置づけをどのように認識していたかについてお答えをいたします。

文書回答とし、日数がかかっている点についてでございますが、先ほどの質問への答弁で申し上げましたとおり、この委員会調査の目的は、調査総括の2ページに、「結論への参考となる事実を確認する」とあり、さらに、「事実の究明を目的として中立、公正な立場で調査を行う」とありますとおり、事実を確認するということであると認識しております。このことから、昨年度予算編成の過程と申しますと、10月、11月頃からの長期間の話になりますので、事実を1つ1つ丁寧に確認しながら文書で正確に回答するほうが、調査委員会の目的である事実確認、事実の究明を達成できるであろうと考えたことからでございます。

また、このことは、文書回答とする調整を議長とさせていただいた際、副町長からもお伝えしており、一定の時間を要することも含めて了承を得た上での対応であったことも申し添えさせていただきます。

このたびの委員会調査の位置づけについては、私の丁寧でなかった対応が招いた結果であり、従来より反省をしているところでございますので、正確な調査への協力をもって確実に事実関係を明らかにし、改めるべきところは改めながら円滑な町政運営へとつなげていくためのものであると認識しております。

(3)教育委員会に関する事実確認調査総括を見ると、再々教育委員会との和解ができるタイミングがあったと思う。町長はマスコミに対して、コミュニケーションが下手だとの趣旨のことを言っているが、そうであるのなら、なぜ議会等に仲裁を依頼しなかったのか。聞くところによると、教育委員会側からは、仲裁をしてほしいとの要望らしきものがあつたが、町長が何も言っていないので仲裁に入れなかったとも聞いているについて御答弁を申し上げます。

和解に向けた謝罪や慰留などの経過については、令和3年8月18日付太企画第460号の2、太子町議会（福祉文教常任委員会）よりの太子町長への質問に回答しましたとおりでございます。また、回答文書にもありますとおり、委員長報告に基づく全員協議会での結論を待って、教育長などが改めて態度を表明するとされたため、これを尊重し、慰留などを取りやめていたわけではございますが、文書回答に時間を要したことなどを含め、7月末での調査結果が後ろ倒しになったことも踏まえ、これと並行して、特にお話ができなかった教育委員の方々への慰留なども試みましたが、お話ができた方、お留守の方、そしてお会いいただけなかった方もございました。

また、仲裁の件については、「聞いている」、「要望らしきものがあった」とのことですが、私は、いずれも承知しておりません。私としましては、先ほどから申し上げておりますとおり、反省も込めて自身で主体的に取り組むべき事柄であると認識しており、また、お相手もあることでございますので、副町長などにも相談しながら丁寧に少しずつ謝罪や慰留などを進めていっているところでございますので、御理解を賜ればと存じます。

(4)教育委員会に関する事実確認調査総括を読む限りでは、町長の本心は、教育長や教育委員の人たちを慰留する意図はなかったように読み取れるが、町長は本心で慰留する意図があったのかについてお答えをいたします。

令和3年8月18日付太企画第460号の2、太子町議会（福祉文教常任委員会）よりの太子町への質問に回答しましたとおり、教育長より令和3年3月25日付で、後任者の選定をもって任期満了前に辞職したい、速やかに後任者の選定をといった内容の辞職願が提出されたことを受け、教育長のお気持ちを深く受け止めたところです。また、自身の至らなかった点を反省するとともに、任期途中での急な退職による町教育行政への影響等を踏まえ、その後、同様に4月23日に辞意を表明された教育委員3名の方々及びもう一人の委員も含め、謝罪や慰留をさせていただきこととしたところであり、その経過は文書のとおりでございます。

一方、教育長からの後任者の選定をもって任期満了前に辞職したい、速やかに後任者の選定をといった内容の辞職願をお預かりしましたが、引き続き任期まで公務を全うしていただきたいという思いの中で、任期途中での後任人事を行っていないこともあり、議員の御指摘には当たらないものです。

(5)教育委員会側は何が問題であると言っているのか。教育委員会側が言っていることを理解しているのか。これが問題にされていると感じていることを述べていただきたい。それらのことはなぜ問題になると思うかについてお答えします。

予算査定において協議するとした内容について、同日に協議することなく財政課へ予算カットの意思を伝えたことが問題の根底であったと認識しています。私の丁寧になかった対応が招いた結果であり、教育長や教育委員の皆様からすれば、独立性の軽視など感じられたことについて、従前より反省しているところでございます。

(6)教育委員会からはうそや虚偽答弁と思われても仕方がないとのことだが、これに関して町長はどのように説明するかについてお答えをいたします。

先ほどの質問への答弁で申し上げましたとおりでございますが、私も人間ですので、記憶間違いということはあったかもしれませんが、意図的にうそや虚偽答弁は決してしておりません、これは明確に否定させていただきます。

(7)教育委員会に関する事実確認調査総括の冒頭に、「町長の姿勢を改善し、町政を立て直す」とあるが、どのような姿勢を言われていると思うか。そのためには、どのように改善しようとしたのかについて御答弁します。

令和3年5月11日付でいただきました「町長の姿勢を改善し町政を立て直すよう求める意見書」や、今回の調査総括にもありますとおり、互いに対話を重ね、双方向のコミュニケーションを図りながら合意形成する努力が欠けていたものと承知しております。

また、どのように改善しようとしたのかという点についてでございますが、今回の件、予算編成について申し上げますと、これまで以上に各所属の要望に耳を傾けることや、2次査定（町長査定）において、全体のバランスの中でやむを得ず予算を削除する場合等については、対象所属から十分聞き取りを行う時間を設けるなどの方法を検討しており、このたびの補正予算の事前協議においても、多くの時間を割いて丁寧に聞き取りなどを行ったところでございます。

(8)町長の姿勢について、変化や改善がないと言われているが、町長自身はこのように変化し、改善したと言えるのか、具体的に述べていただきたいについてお答えをいたします。

先ほどの質問への答弁で申し上げましたとおりでございますが、予算編成についての今後の在り方の検討や、このたびの補正予算の協議への対応、さらに、教育長や教育委員の皆様への謝罪や慰留などの過程において、お相手の意向等も踏まえながら、私自身、丁寧に少しずつではありますが、進めてきているところでございます。

今後は、教育委員会や議会と良好な関係構築により町政を円滑に推進したいと考えておりますので、互いに会話を重ね、双方向のコミュニケーションを図りながら合意形成する努力をいたしてまいります。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 1つずつ。

まず最初の質問からいきますけれども、それぞれの記載の兼ね合いで疑問に感じたと言われましたが、なぜ疑問を感じたかということでございます。

町長部局と教育委員会とが十分に打合せしているからとの解釈だから、もう教育委員会が言ったからいいというような答弁でしたけれども、私はよく分からないんですけど、教育委員会と町長は、そのとき対立関係にあったわけですね。あったのに、一方だけの話で果たしてそれでよかったんやろうかと。

そうすると、教育委員会が証言していることは、全部正しいことを言ってくれてる、ちゃんと事実正しいことを言ってくれてるということで、町長は、もう町長部局のほうは行かなくていいというふうに感じたんですかね。私、その辺のことが——福祉文教常任委員会としては、両方を呼んで、両方の意見をよく聞いとくと、その間におかしなことがないかということを確認していかなあかんというのが今回の大きな1つのテーマにもあったと思うんですけども。

それから、最初のところに、これを尊重して慰留などの働きかけを取りやめたと、こう言われましたけど、これも意味が分からない。何でそうなるのか、私も意味が分からないんですけども。福祉文教常任委員会以外の委員会から、そういう調査をしとるから、やめるよというところがあつたら、私はそれを止めたらええと思うんですけど、むしろ、そういうことがあつたら、積極的に私は——調査結果の内容が自分たちに有利ということは語弊があるかもしれませんが——そういうことがあるんやつたら、積極的に慰留に努めてるというようなことですよ。

6月21日の新聞に、現在慰留に努めてると発表しているがということですけども、6月21日の新聞に町長そうやって言うてるんですけど、それ整合性が合わないんですね。慰留をやめてますということじゃないんですか。今、委員会が調査しとるからやめてますというのが本当やなかったんですかね。だから、それも結局、新聞に対してうそを言ってることになってしまうんだと思われるんですけども。

それから、記憶間違いがあつたかもしれませんがと言われましたけれども、これを防止するために、記憶間違いがあるかもしれんなあと思って、町長から聞いて、教育委員の方はこう言ってますけど、記憶と違いがありませんかということ言うために委員会をやっているのに、なんで出ていかなかったかという、これも疑問。ほんまにおかしなことをやってるなということで、うがった見方をすれば、事実関係を明らかにするのを妨害しようということで行かなかったというように取られても、私、仕方がないんじゃないかなというふうに思いますけど、まず最初の1問目の質問についてお答え願います。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず1問目ですけども、本来、町長のほうが出席してというところ

で、まず事前にお話があったのは、総務部長、財政課長の出席というところもございました。特に窓口としては教育委員会のほうが福祉文教常任委員会の窓口でございますが、特別教室の空調設備の設計予算がどの時点でカットされたかというような内容でございましたが、1月13日から2月10日の間につきましては、毎日のように庁議をさせていただいて、教育委員会とは常に情報を共有しておりました。また、その中でも、町長の今回カットする理由等も明記した上でお互いに情報を共有した状況でございます。

そのようなこともございましたので、教育委員会での、その予算がカットされた状況については十分把握されてるものとして、こちらのほうが出席しなくても、教育委員会のほうで対応できるものというふうに考えたものでございます。

(吉田正之議員「それだけですか」の声あり)

○議長(玉田正典) 吉田正之議員。

○吉田正之議員 先ほど慰留をとめた理由が分からへんと言ったことについても質問をしていますが、総務部長がお答えになったんで、そのことについて、さらに突っ込んで質問させてもらいます。カットした理由を明確に書いとる言うけれども、あれ本当の理由とは、とてもじゃないけれども思えへんけどね。町長の真意が聞きたいんですよ、何でカットしたかというのを。本当のところはそこなんです。それがはっきりしないから今までもめとんです。それがはっきりしたら、こんなごたごたしてないと私は思ってます。

これ総務部長が答えてもらっても、それは町長の本心のほうを聞かな分からへんから、答えてもらっても仕方がないと思います。どうですか、町長。

○議長(玉田正典) 町長。

○町長(服部千秋) 様々なことは今まで答えてきてるとおりです。それから、出席のことも、もともと私が聞いておりますのは、教育長とか町長とか当事者は呼ばないということで進めるということに当初はされていたと。ところが、一方が出られたから、整合性を取るために出てくるようにというふうに委員長及び議長のほうからこちらに言われたと、そういう流れを聞いておりますので……

(上山隆弘議員「うそつけ、おまえ」の声あり)

いや、うそつけおまえや言われても、私はそのように聞いておりますので、私はうそをついておりません。やじるのはやめていただけませんか、上山議員。

ですから、そのように聞いておりますので……。それから、福祉文教常任委員会というのは、教育委員会と生活福祉部が所管ですので、そういうルールにはなっていないし、ほかの説明員を求めるときには、生活福祉部長、教育次長にいろいろと協議をされて、その了解の下に呼ぶということになっておりますので、こちらとしてはルールを外れたことはしておりません。

○議長(玉田正典) 慰留について。

町長。

○町長(服部千秋) 慰留のことについても、私は、教育長とどのようにさせていただこうかという趣旨のことを相談したこともあります。正確に何月何日かというのは、私は様々なことがあるので覚えておりません。ただ、うそは言っておりません。今、調査している段階であるので、これは強制ではないけれどもということも前置きがあったと思いますが、されないのがいいんじゃないですかという趣旨のことを、たしか私の前でもあったし、副町長が教育長に向かって話したときにもあったと思っています。

ですので、こちらも、まず委員会がどういうふうにされてるかも分からない中で動いてるのが、正直に言いますとなんです。急に何日に委員会を開くとか、急に全員協議会を何日とか、

急にいろんなことが起こってまして、そもそもどういうものが、どういうふうに出てくるのかも、こちらに分からない部分が非常に多い中での動きですので、慰留のことについても、そちらはそちらの情報だけでおっしゃってるんですけど、こちらは、そういうことについては、今お話ししたとおりでございます。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 福祉文教常任委員会の今回の調査、どんな位置づけやったかということが、それ町長分らないんですか。議会運営委員会とかそんなんで全部手続を踏んできてやっとうわけですから。それが町長が知らない、知らない間にそういうことになっとうというて言われるんですけど、何で知らないかということがよく分らないんです。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） まず事実確認をするということで、この委員会が始まった。それから、知らないというのは、議長とか上山委員長が、そういう報告書とは関係なく、頻りに連絡を当局側を取っている協議されてたと思います。ですから、そういうことについて、こんなふうになりそうだということは副町長から聞いてますけれども、急に福祉文教常任委員会を何日か知りませんが、やるらしいと。何日にその取りまとめを全員協議会でやってほしいとか、それもこういうふうになんとか伝わってくる感じでありまして、そういったことについて、私はどのように委員会が——だから、何日にこうして、こうして、こういうふうにするからということで進んでいないので分かりづらいという意味を言ったので、その点は誤解なきようお願いをしたいと思います。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 今の町長のことをいえば、我々の福祉文教常任委員会の進め方が悪いから、私は出られなかったというような言い方ですので、この後、上山議員がまた質問するでしょうから、その辺のところ、きっちりと上山議員に聞いていただきたいと思います。

ようけあるんで、これ1つだけにしとったら大変やから、先に進みます。

事実関係について、議事録で明らかになっていることと、さらに町長が当事者であったことから、そんなに時間を要する必要はないと思うんですけど——2番目の問いですね。事実関係を確認するということでしたら、教育委員会から正確な議事録が度々出とうわけですよ。だから、それが信用できないから調べとるのかどうかということで、その辺のことも、これはもう結局、事実関係、時間を引き延ばすということしか考えられんですけど。

町長が再々「改めるべきことは改めます」ということをよく言われますけれども、今もまた言われましたよね。今までのように、どのようなことを改めましたか。私が毎回このような質問をしても、具体的にどのように改めたか、よく分らないんですけど。その場限りの逃げ口上を言ってるようにしか思えません。

今回の福祉文教常任委員会の調査でも改まってないとの結論になってますけど、もう言葉でいいですから、具体的にこういうふうに変更したと態度で示してほしいし、今、具体的に私はこういうふうに変更してますということが言えるんやったら、ひとつ言っていたきたいと思いません。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） まず、先ほどの福祉文教常任委員会が悪いからどうのこうのと言われた部分について、私が申し上げたのは、そういうふうに申し上げたのではなく、そういうふう当初、町長も出てという話で進んでない前提で進んでいましたという事実について流れを説明いたしておりますので、誤解ないようにお願いします。

それから、教育委員会から正確な議事録が出てると言われたのは、どの部分のことを言われているのか分からないんですけども、教育委員会は、私と協議した後すぐにインターネットにさつと、外部も見れる自分たちのまとめというものを出されました。それ以外ですと、それぞれの考えでまとめてますよね。このたびの福祉文教常任委員会も福祉文教常任委員会のまとめ——私から見ると、事実でなく、思いというか感想を書かれてる部分もあると思いますし——ですから、事実を基に書いていただきたいと思います。

それから、私自身が非常に困っておりますのは、正直に申しますと、「町長、あなたが悪い、あなたが悪い、改めろ、改めろ」とおっしゃるんですけども、こちらとしては、今回の補正予算も、意見をよく聞いたり、また今後、予算のこともよく聞きながら、お互いに話をしながらしたいということを申し上げております。

具体的に予算のことで言うと、そういうことになりますので、細かいことをいえば、全員にはまだ無理にしても、入った職員に声かけをしたりとか、そういったことをしてますけれども、私からすれば、議会側がおっしゃることが抽象的な部分もあります。このように改めるべきだと言われると非常にありがたいんですけども、「町長、改めろ、改めろ」と言われても、もし議会と話をしようと思っても、お互いが話をしようと思って話ができるわけじゃないですか。私も、今までも協議したいからといって議会がおっしゃったので、協議ということでこの場でやってます。（聴取不能）もそのときも来てましたけど、本当に話をし合う場だと思ってきましたら、一方的なことになりますので、こちらとしては、私が決して完璧なんて全く、それは前からも申しているように、人間ですから、そういうことはないと思いますけど、改めるべきところは改めていっており、そのように努力しているつもりなので、御理解をいただければありがたいと思います。

○議長（玉田正典） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午後1時00分）

○議長（玉田正典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（服部千秋） 午前中に、神戸新聞に載っていることと違うじゃないかということ言われたと思うんですけど、当時、神戸新聞から複数回にわたり取材を受けていました。それで、時間的にも大分間隔がありました。また私も、その新聞内容、神戸新聞が書かれた内容を实际きちっと読んでませんけれども、大ざっぱには読んでますけど、細かい内容の、これがどうだ、ああだと言われましても、こちらはうそはついておりません。それから、複数回取材を受けて、その時系列の中でどういうものが表に出るかというのも、出て初めて新聞出来上がってるもので、そのことについて私がうそを言ってるというのは当たらないと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 午前中のときに、いささか質問をたくさん一遍にやったのはよくないなということで反省しまして、今から1つずつ確認していきます。

まず、午前中に、町長が当事者を呼ばないということ聞いておりましたということ言われました。議会の側ではそんなことは一切言っていないんですけども、一体誰から、いつ聞いたんですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） そういうふうに進んでいるということを副町長から聞いています。いつと

いうのは覚えていません、また、間違っただけを言うとなんか。複数回、そういう趣旨の報告を受けています。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 確認しときます。副町長から聞いた、これでいいんですね。副町長に確認しますよ、今日は今いませんから、また確認させていただきます。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 確認していただいて結構です。また、私はそのときには、議会側の方もおられて、そういう中で打合せがあったというふうに聞いておりますので、そちらも再度、内部で御確認されたらいかがかと思えます。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 じゃあ、本人がおりませんので、確認しようがないんですけども、これは後日の問題として残しておきましょう。

それから、慰留の問題について、今はやめるべきと、教育長が言われたというようなことを——先ほど教育長も聞いてたと思うんですけども——言われてましたけれども、ほんまに教育長、今はやめといたほうがええん違うかとかというようなことを言われたんですか。

○議長（玉田正典） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 8月になってから、日にちは私も自信がないんですが、副町長から、教育長と町長とお話をしたいということで申入れが副町長からありました。8月の、多分5日前後やったと思うんですが、そういう状況のときに、調査等々が——私どもも7月19日に出席をさせていただいて説明をしておりましたので、今、議会が調査をし、総括を出されようとしているときに、そういう前にどうこうするというのは議会軽視にもつながるので、議会の結論が出るまで、その後に話し合いをして態度を決めましょうかというような話は副町長には答弁しております。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 分かりました、ありがとうございます。

それで、もう1つ、町長の回答書の中に、「6月1日に慰留または相談をした」というのがあるんですけども、これは教育委員会のほうは、慰留または相談か何か知りませんが、あったという記憶はございますか。

○議長（玉田正典） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） まず、こういう本会議で言うた、言わないのレベルの回答を私がするという自体、本当に残念だと思うし、あるいは、こういう歴史、伝統のある町議会本会議において、こういう発言を求められてる私自身も含めて、厳に反省すべきは反省せないかなというようなことは今思っています。

その前提に立ってお話はさせていただきますが、これは慰留された、慰留したという認識、立場の違いこそあれ、いろいろありますけれども、私自身の認識としては、4月1日、4月2日、これは短い時間、本当に短時間、1分以内とかそういう短い時間だったけれども、そういう時間に関係なく町長が、本当に自分が悪かったということで慰留をしていただきました。これは間違いはない。ただ、それ以降について、私の記憶の中で5月6日に二役会がありましたので、そのときには、まだ教育長の人事は進めていないからというような話はございました。それ以降、それを慰留と取るのか、取らないのか、これは認識の違いでもありますけれども、それ以外、私はこの案件について町長と協議をしたこと、あるいは相談をしたことはありません。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 1分以内だと言われましたが、2日目は短かったけど、私自身は、最初の

日は本当に1分で収まっているのかなと思います。

それから、慰留した回数というか、日にちのことで意見が分かれているのですが、こちらは記録にも残しておりますので、その言葉の受け取り方が、今、教育長もおっしゃったと思いますけれども——かといって、これ振り返ると、結局、その書類もあれですけど、こちらとしてはしておりますので、それは教育委員会に聞き取りされた、それ以降はないんじゃないかと思うんですけど、こちらとしてはしておりますので、それははっきり申し上げておきます、記録に残しています。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 分かりました。認識の違いということかと思います。

それからもう1つ、私は、町長が「改めるべきところは改める」と、そういうことを言ってますので、先ほどの答弁でも言ってるんですよ。だから、どこが改まったんですかというのを聞いてみます。私が「改めろ、改めろ」とか何か言った覚えは一切ございませんので、そこはしっかり認識していただきたいと思いますから、よろしくをお願いします。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 議会のほうが「改めろ」ということをおっしゃっていると思います。それから、その都度、午前中から申しておりますように、予算の査定において細かく切るとか、そういったことをさせていただくということを申し上げておりますので、具体的にそのようにさせていただいているし、させていただくと言ってます。ただし、これは教育委員会のことに限らずですけれども、予算のことは全部それぞれの部署がおっしゃったとおりすることは非常に難しく、それぞれのところからそれぞれ要望されますので、それを全部してしましたら、当然、予算が多額なものになってしまいますので、できないことがあると思います。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 聞いてないこともいっぱい言っていただきまして。私は「改めるべきは改め」とか、そんなことは一切言ってませんよ、「町長が言ったから言ってるんですよ」としか言ってませんので、誤解のないようにお願いします。

次、慰留の問題ですけれども、町長は「御理解のほどを」と、こういうふうには私に回答をいただきましたけど、私は、とてもやないけど理解はできません。

町長はコミュニケーションが下手やということを堂々と新聞に答えてるわけですよ。これ日付関係ないですね。コミュニケーションが下手やということを理解してるのであれば、コミュニケーションが上手になるような努力をされたんですか。それが私、一番大切やろうと思うんですけども。もし忙しくて、そんな努力しよう間はないというんやったら、せつかく、議会が仲裁になったらというサインがいっぱい出とったはずなんですよ。例えば6月3日の本会議で、出原議員の質問に対して教育長は、「人事は町長権限です。町長は、現在の教育長及び教育委員に対して、なぜ事前協議なしでカットしたか……」これに対しては、いまだに私、疑問に思ってます、なぜカットしたか、それを明確に町長から答えていただいております。引き続き職を続けてもらうように、そして、これを明確にしないと、多分、教育委員会の方も慰留されても、この問題が解決せんと駄目やと思いますし、教育委員会の独立性と中立性を具体的に保証する約束、この2つができれば、この話は一遍に解決の方向へ向かうんやないかと思いますが、町長の御意見はいかがですか。

2つありましたね、コミュニケーションの勉強をしませんかということと。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） まず、コミュニケーションについて、私は、以前も申し上げたと思います

が、決して自分が上手にしゃべれるというか、そのときはそういう表現じゃなかったと思いますが、お上手ができる人間でないというのは自分で認識しておりますので、そういう趣旨から決してうまくないと言っていると、そういう意味で言ったつもりです。でも、別にコミュニケーションができない人間だとは思っておりません、そういうことでございます。

それから、予算のことについても、これまで何回もお答えしているとおり、AもBもとなれば多額になるし、私としてはニコイチだと思っていましたし、また、最近、特に暑くなったということはそうなのかもしれませんが、普通教室へのエアコンの設置が終わって数年たってから、それをつけるか、つけないかを含めて特別教室のことは検討するのだという説明も聞いておりましたので、これそんなふうに言われても、すぐに駄目と言おうが、後で駄目と言おうが、難しいと思って言いました。

ただ、議会で、あのよう強い御意見、また教育委員会とも十分——多分ですけど、すり合わせもされていたのかもしれませんが、皆様方の御意向を尊重して、今年度について実施設計の部分の予算の修正に応じているわけでございます、このままいくと新年度には、実際にそのものがつくという流れでいっておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 町長、私の質問をあんまり分かってないね。ニコイチやと思ってたという、あれが理解できへんのですわ、我々。何でニコイチになるんですか。ニコイチや思うとったからカットしたんでしょ。そのニコイチが何でなるんや、それが分からへんのですよ。今までの議事録とか、教育委員会が町ホームページにアップしてくれているやつをずっと読んでいっても、ニコイチというのは何にも分からへんです。そこ、何でニコイチや、それをはっきりしたらいいんですよ。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 私の記憶では、教育総合会議に出た書類のいろんな項目の中にAもBも書いてあって、ほかのCもとか、ほかにも多分書いてあったと思います。ですので、私は、前もって説明を聞いたと認識しておりますので、ですから、当時、以前は、特別教室は文科省の補助がつかないので最初はしないんだという説明を受けていましたが、そのとき、今の教育長とか新しい教育委員がおられたかどうか、私、はっきり知りません。もしかしたらおられなかったかもしれませんが、そのときに、国は国の責任でつけるとおっしゃったけれども、町とか市とかけるところがかなりの負担をしなければならないことになります。ですから、私としては、またいろいろとお金がかかるということを思っていて、なおかつあすかホールのこと説明を受けておりましたので、なぜ私が事前に説明を受けた認識かということ、そういう細かいやり取り、「じゃあ、それはこの6分の1弱つくのは、どれくらいの期間つくんですか」と私聞きましたら、「まあ二、三年かな」みたいなお答え、はっきりは分からないんだけどというような説明も受けておりますので、前もって聞いているしか、そのことを知ってる方法が私としてはありませんので、ですから、こういうことにもお金が入り用である、また、こういうところにも入り用である、また、あすかホールに至っては補助のメニューはないと、有利な起債でとか説明を受けましたけれども、起債と言われても借金には変わりありませんので、それは、とてもじゃないと私は思っていましたので、そういう段階で言われたので、私としては、早くと言われても、後から言われても同じ気持ちですので、そのように言ったということでございます。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 議長、町長は私の質問に全く答えてないですよ。分かりましたかニコイチ、あれがニコイチの説明ですか。皆さん分かりましたか。わし、誰も分からへんと思う。町長は分

かつとんかもしれへんけど、私は分からない。だから、あなたはコミュニケーションが下手なんです、それは自認してますけどね。コミュニケーションというたら、ちゃんと相手が理解できるように説明してもらわんと。もうこれ何ぼやっても多分無理やろうと思うんで、今の町長のレベルやったら、申し訳ないけど。本心で言うというぐらいの気持ちに変わらなかつたら多分無理やろうと思うんで、もうこの質問はやめますわ、やっても意味がない、答えへんねんもん。

次、行きます。まだあるんです、ようけあるのに。

質問4つ目のときに、私の指摘は当たらないんだと、こう言われました。教育長を留める意思がもともとなかったんちゃうかと。教育委員会も留める意思がなかったん違うかということについて、指摘は当たらないということは、今は、確かに何とか慰留しようという意識があったんかもしれませんが、その途中で、「もうどっちでもええわ、もう辞めてもらうたほうがええわ」と思ったことがあったんと違うんですか。その辺はどうですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 私自身は、慰留を——教育委員と教育長は階級とか状況が違いますので、教育長に慰留をしておりますし、そのときも、最初も——言葉は正確には覚えてませんが、違ってたら、教育長言っていたら結構ですけど——おっしゃることとか、言葉は理解しましたということだけで、あのときも終わったと思いますので、慰留はしていますし、また、任期いっぱい務めていただきたいと思っておりますので、途中で新しい人も探していません。任期いっぱい務めていただいて、本町の教育行政に御尽力いただきたいと思っております。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 いや、言葉では確かに慰留するという言葉、事実言ってると思いますけど、本心は、議会から「慰留するように」という意見書が出ましたよね、5月11日でしたかね、出ましたね。そういうのが出たんで、仕方がないから、とにかく慰留する格好はせないかんということで慰留をしに行っただけやないかなというふうに見える言動を私は何ぼか見聞きしてんですけども、町長、いつか教育委員の人も皆辞めるんやったら辞めてもらうたらええわと思うたことあったんやないですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 先ほどからお答えしているとおりです。また、見聞きしたとか、そういう抽象的な言い方でされるのは非常に——分かりやすく言っていたかかないと分からないですね。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 そうですか。ほんなら分かりやすく言いたいですか。

6月21日付の新聞で、町長は第三者を通じて反対派の議員と話し合ってるという発表をしましたね。新聞に載ってましたよ、写真入りで。反対派の議員と話し合っていると。そのうちの1人は私ですけども。はっきり言うておきますよ、そのとき、一番最初の約束は何やったんですか。会ったことも、話した内容も、絶対誰にもしゃべらないよという約束やったんや。それを町長、平気で言ってるんですよ。そのときの話の内容は、お互い話合いもありましたんで、もう言いませんけれども、あくまでも町長がそなんいうて言うんやったら、それも言いますよ。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） まず、その件につきましては、吉田議員がおっしゃったので、そういうことをここで本当に言うのかどうかはというものもありますが、おっしゃったのでお答えをしますが、反対派という表現があったのかどうか、僕、先ほどから申してるように、新聞は新聞の立場で書かれますから、全部きちっと覚えてるわけじゃございませんので、ある人を仲立として

会いました。そして、私は、その誰々さんとお会いしたということは言っていない。一般論的なことで、そのことを仲立した人に、吉田議員が後で言われてますけれども、それは、そのときも誰ということは言っていないし、誰か分からんんじゃないかという趣旨のことを、その仲立の人からも吉田議員は言われているとおりです、私が聞いているのが正しければ。

それで、そのときに私が約束を守らなかったと言われますが、私は名前も出していませんので、私は破っているつもりはありません。反対にそちらが、あのときに議長に対して仲介をするようにそちらから提案すると言われました。ところが、その後、何の連絡もございませんでした。ですから、私はどうなってるか、それも分かりませんので、それは仲介された人とも、そのことは話しましたが、「連絡ないなあ、だからなかったんだろうな」というようなやり取りはその後しましたけれども、私自身は、吉田議員と会ったということを言っておりません。今、吉田議員がこの場でおっしゃったので申し上げておりますけど、こちらは何も約束を破っているつもりはございません、内容をしゃべってませんよ。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 内容はしゃべってないのは、確かにしゃべってないよ。でも、会ったことも言ったらいけないというのに、何でこんなことを言うんや。これすらもやったらあかんということ言ってるのに言っとんや。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 会ったこともないというのが、ほな、それでしたら、議長に対して仲介を求めるといふこと、それは必ずやりますと、あのとき言われましたけれども、それを、じゃあ議長に言うといふことは、会ったことがあるから言えることになるでしょう。言われてること矛盾していませんか。

○議長（玉田正典） 暫時休憩します。

（休憩 午後1時26分）

（再開 午後1時27分）

○議長（玉田正典） 再開します。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 今回、こういう問題が起きたことについては、教育委員会と町長の間のコミュニケーションが十分でなかった。その一番大きな原因は、多くは私町長のほうにあるというふうに思ってます、この予算のカットの問題。予算のカットというのは1つの現象であって、ほんまのところは、いまだに答えてないわけです。

町長自身はコミュニケーションが下手やと言うんやったら、再度言うような格好になりますけど、ちまたには会話教室とかそんないっぱいありますから、そこへ行って、会話とは、対話とは一体何やといふのをされたらどうですか。私自身が税理士を開業するときに、そういうのを勉強して非常に役に立ったんで御忠告として申し上げておきます。それはいいとして、意図的にうそやと虚偽答弁はないと、こういうふうに答えられてますけれども、結果として、うそや虚偽答弁はあったと、今のところ言えるのは、これは認めてるから、意図的なのというのが、頭に言葉として入ってるのかなというふうに思いますけれども、これはどうですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 言葉のいろんなやり取りになってしまっていると思うんですが、こちらとしては、教育長に対しても、教育委員会に聞き取りされたときの、委員会がまとめられた内容については、こちら側とは違うところはございます。ですから、結果としてとか言われますが、それから神戸新聞の件も、先ほど来、今日のお昼から後に御説明したとおりですが、結果としてと

いうよりも、神戸新聞は、この時点で聞いたこと、また、この時点、時間の間がありますので、それをいろんなものをまとめられているので、うそとかうそでないとかということではなくて、先方様がおまとめになったことでありまして、今の時点でこれが間違っていないかと私聞かれたわけでもございませんので、それは神戸新聞がされてることだと思います。

私としては、うそをつくようにはしておりませんので、それを先ほど來說明しているように、神戸新聞とのやり取りこうだったなど、昼休みに、そしたら複数回あったなどか、それで周りに何を聞いたらこう書いてあったんやな、あつ、そうなんかとか、そういう感じになってきますので、結局、その場ですぐ聞かれても、すぐその場で正確に答えられないので、もしそれで1つでも間違ったことを言ったら、あなたがうそをついたでしょと言われても……。そういうことじゃなくて、前向きといえますか、私が悪かったと最初から認めさせていただいてるし、これから未来に向けて町政の進展のために取り組めればいいと思いますので、1つ1つの、あのときこうだったでしょ、ああだったでしょ、これとこれと違うでしょと言われても、はっきり言って、全部覚えてないんです。うそをつくためにそう言ってるのと違うんですよ。何日に神戸新聞と会ったか、何人と会ったか、それは調べ直してみんことには分かりません。調べたら、大体日には分かると思いますけど。なので、結果として、今、うそをついたのかという御質問でございますが、それについては何ともお答えのしようがないとしか答えられないです。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 例えば、この委員会がいろいろ調べて、時系列にずっと並べて、いろいろ調査して、どういう問題があつてこないなってきたんかということを一先懸命調べようとしてるのに、それに協力をしなかったわけですよ。文書回答して、これが私の最大の協力やと言われるかもしらんけど、私らにとっては、それは全然協力の姿勢と違うと思います。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 協力しないというのは、吉田議員の受け取り方だと思います。今日もお答えしておりますように、先ほど私が、数分前に例を挙げて御説明したとおり、正確に答えようと思えば、そういうことになりまして、時間もかかりますので、内部でどうだったか、ああだったか、職員に協力してもらいながらお答えをしているわけでございますので、こちらは誠実にお答えをしております。

当初から福祉文教常任委員会に回されてから、その回し方は、私の個人的な私見は別途ありますが、それを言うときややこしいので触れませんが、福祉文教常任委員会の所管の中で調査をされることについて、従来のルールに基づいて、こちらは最大限、それに対応させていただきました。職員も、いろいろほかの仕事も抱えている中、そちらから期限を切ったりとか、いろんなこともございましたが、精いっぱい、こちらとしては努力をさせていただいて、誠実にお答えをさせていただきます。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 誠実の判断レベルが違うんかもしれないですね。我々議員と町長の誠実のレベルが違うように受け止めます。

時系列にずっと物事を並べてみると、いろいろ矛盾する点もたくさんあったんです。それを福祉文教常任委員会としては聞きたかった。でも、文書ですると、どうしても限りのあるようなことになるんでというふうに私は思います。だから、町長はそういうので、いわゆる問題を先送りしたり、逃げたりしといたら何とか逃げおおせる、そういう気持ちで今回対応したんやないかなというふうに私は思います。

最後に言うときますけれども、今からでも教育委員会と話し合いをする、あるいは教育長と話し

いをする。そのときには、この予算をカットしたほんまの理由、それを言わないと、相手は、今度またやられるかもしれないと、こう思うわけですよ。あんなニコイチなんかいう理由、誰も信用せえへんわ。それから教育委員会の独立性、これを必ず守っていくような態度を、こういうふうにして示していきますよということをする。そうすることによって——でも、町長はコミュニケーションが下手やいうんやったら、もう一回議会にお願いして、何とか間を取り持ってくださいと言うのが、私はこの話が一番丸く収まる方法やろうと思います。そらあ、いつとき、教育長も、教育委員会ももうええわと思うたこともあって、ぼろっと言葉が出たかもしれへんけれども、もうそれは仕方がないですやん、人間なんやから。

だから、今からもう一度謝って——1回謝ってるというのは何回も言うてますけど——そうやってされるんが、私はええと思いますけれども、議会に仲裁をしてもらおうとか、そういうようなことを——6月3日の出原議員の質問に対する教育長の答えは、あれは議会が仲介に入ってくれたら、私は話合えるんですけどねというサインやったというふうには私は思ってるんです。町長は、それすら感じられない鈍感な町長なんですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） まず、予算の件の理由については、これまでお答えしているとおりです。また、誠意が、議員の誠意という言葉と私の誠意が違うということをおっしゃっていますが、私自身、協議をしたいということで出てきましたが、前にも申したと思いますが、いきなりマスコミが来ていて、こちらの協議というのは、お互いに言うことが協議だと思いますけれども、私に対して一方的に問うということをして、そして、その日にテレビに放送されるという、また翌日、新聞に載るとか、そういうような進め方をされています。お互いに着地点を見つけようと思えば、私自身は、そうでないやり方もあったのではないかと思います。私は、自分が逃げたと言われるのは嫌ですから応じました。公開の席でやっていただいたらいいということは申しました。

それから、慰留のことについても、慰留に行きたいと言われても時期を逸してるということも言われている方もいらっしゃいます。だから、この後どのようになるのか、進めさせていただくのがよいのか。今日議長より議会からの要望書を、この一般質問の後に頂くということまでは聞いていますが、どのようになるのかと思います。

それから、教育委員会側が、話ですか、慰留ですか、それを教育長のほうが求めたにもかかわらず、私が応じなかったという趣旨の今お話しだと思いますが、本日の一般質問の答弁を内部で協議するに当たり、吉田議員からこういうふうに出てますけど、教育委員会にそういうことを言われたのですかと聞きますと、そういうことはなかったと言われておりますので、お気持ちを全く理解しないわけじゃないんですけど、何か一方的な言い方といいますか——この表現が適切な表現かどうか分からないのをお許しいただきたいんですけど——着地点を見つけるような、解決に向けて、私自身は自分の至らなかつた点はおわびして、もう何回もおわびしてきますけれども、どのようにするのがいいのかということを考えていただければありがたいのではないかと思います。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 だから言ってるでしょ。6月3日の出原議員の質問に対して教育長が答えた。それについて町長は何も感じなかったんですか、ほかの人も何も感じなかったんですか。私はそういうふうには受け止めましたよ。1つずついかんと、すぐわけの分からん答弁になるから、1つずつつきましょ。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 1つ1つのことについて、あれはこうやった、ああやったと言われても、本当に答えるのが答えづらいですね。一方ではもう辞表も出されていて、後任をどうか見つけてくださいというのもいただいていますし、それから、それが何月何日か私は覚えておりませんけれども、記者会見でも、教育長は、はっきりとした表現で述べておられましたけれども。なので、吉田議員は吉田議員が得た情報でそうおっしゃってるんですが、こちらはこちらでのいろんなことの中で判断しておりますので、だから、これはこうでしょ、ああでしょと言われても、答えるのが、どう答えたらいいいのか、本当に答えようがない。ないというか、どう答えていいか本当に困ります。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 イエスカノーで答えてくれたらえんですよ。6月3日に出原議員が質問した、それに対して教育長が答えた。それは議会が間に入ったら話合いができるという1つのサインとあなたは受け取ったか、受け取ってないか、それだけです。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 記憶が正確ではありませんが、議会が入ってやったらどうかと言われたのか、言われてないのか、私は覚えておりませんが、そのように言われたとは思っておりませんが、あのとき思いましたのは、教育長もそういうふうに——ちょっと言葉が違ったら、またこれも記憶を手繰りながらしゃべるんですけど——一方だけが全部ということではないという趣旨のことを言われたと思って、私はその後、「いや自分のが悪かったと思います」というふうに発言したと思ってますけれども、それをもって仲介を求めているというふうに、私はそのときは思っていませんでした。ただ、あの後、あれはどういう意味だったのでしょうかねというのは内部で相談した人はいますし、どうしたらいいんでしょうかねということは話したことはありますけれども、それイコール議会に仲介を求めるとのことだというふうには判断しておりませんでした。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 町長は、そういう感性やということですよ。あの頭に、教育長が回答してるのに、「議会の意見書は非常に重く受け取ってます」というのが入っただけですよ。ということは、議会が何かアクションを起こしたら、私は、それにある程度従わなければいけないかなというサインだったというふうに受け取ったんです。でも、誰も幹部の方はそういうふうには受け取らなかった。悲しいあれですね、町長のほうは、そういう感性の持ち主やと。それが果たして、これで町民のための行政ができるのかどうか非常に疑問に思いもって、もうこれ以上やめます。以上、終わります。

（「もう一問ある」の声あり）

次、もう1問。

議会棟の修繕は何のためにやっただけですか。

太子町議会棟において建物の修理を行っていますが、僅か完成から6年で修理をしなくてはならないのはなぜですか。原因と修理の見込み期間並びにその費用は、誰が、どのような理由で負担するのでしょうか。町民からも問合せがあり、大変関心を持たれております。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 議会棟の修理、修繕についてでございますが、庁舎の建設工事請負業者である大鉄工業株式会社の目視検査、打診検査により、議会棟外壁仕上げ材のれんがタイルに剥落のおそれがある箇所を発見したものであります。建設工事の完了した際に、壁面の打音検査100平方メートルごとに接着力試験を行い、適正施工を確認した上で建物の引渡しを受けており

ます。今回、タイルが剥離した原因については様々かつ複合的な要因であると思われますが、特に温度や湿度の変化に伴い発生するひずみが繰り返し発生したことで剥離が生じたものと考察します。

なお、この修繕にかかる期間につきましては、9月定例会の日程を考慮しながら施工することとしており、補修完了はおおむね10月末頃を見込んでおります。

また、この費用負担につきましては、町と元請業者である大鉄工業株式会社との協議により大鉄工業株式会社の負担で行うことを確認しております。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 剥落のおそれがあるということは、鉄筋が膨れ上がってきとるということはないんですか。かつて阪神・淡路大震災でも、海砂が使われて鉄筋がさびて、それで倒壊した。そのときに膨れ上がってきとったというようなこともあるんですけども、ひびが入ったり、そういうのを見てましたら、鉄筋のさびも疑われるんやないかなというふうに思いますけれども、その辺のところは、どういうことで大丈夫なんでしょうか、お願いします。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 剥落のおそれがある、タイルが少し浮いているという状況が発見されております。

先ほど海砂、鉄筋のさびによる膨れ、それが原因でタイルが落ちそうになっているんじゃないかという御指摘でございますが、タイルは直接貼るという形で、あの後ろに鉄筋が存在しているというような工法ではございません。建物の中には、鉄筋コンクリートですので、コンクリートと鉄筋を組み合わせ建設をしております。コンクリートにつきましては、認定工場の生コンプラントからコンクリートを持ってきております。その認定を取るにも、その骨材の中に塩分が何%以下になっておるかとかということは定期的に検査をされております。生コンクリート受入れ時、ここの工事をしている最中、そのときにも、受入れ時に塩分濃度を確認しております。その結果は、もちろんですけども、基準内に収まっておるということでございますので、海砂等が使われて鉄筋がさびて、その原因でタイルが剥落しそうになっておるということではございません。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 北側にクラックがぱっと入っとなんですけども、あの原因については回答がなかったんですけど……。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） それもいろんな原因があるんだとは思いますが、南側の今剥落しそうになっているところ、直そうとしている場所、これにつきましても、主な原因は温度変化により材料の伸び、それが角の部分で南北方向、東西方向が合わさるところに少し力が集中する箇所ができたのかなと思っております。ですので、北のほうのれんがは割れて、ひびが入ってるということも、大きな原因は温度変化によるひずみが生じたものかと考察はしております。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 よう分からへんのですけれども、物すごい大きい一面ですよ、北側は。あんなに大きな一面にすると、コンクリートというたら非常にクラックが入りやすいから、普通は目地を取ってするんですけども、そういうようなことがあんまりされてないので、クラックが向こうのほうは起きたかなというふうにも思うわけですけども、こっこのほうの修理はしないんですか、北面の修理は。クラックはどないするんですか、あれはあのままなんですか。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 北側につきましては、今回の修復の範囲には入ってございません。目視とか打音検査、届く範囲ですけれども、そのところで検査はさせていただいております。その分につきましては、今、修復しないといけないという状況にはないということで、今回は南側の不具合が生じている部分を直していただくということでございます。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 コンクリートのクラックというたら、クラックだけやったらええんやけど、大概は雨がそこから入ってくるんやね。雨が中に入ったら、次、鉄筋が腐ってくるというんか、さびが浮いてくるということで建物に多大なデメリットを与えるということですけども、どのぐらいになったら修理するんですか。それとも、これはもう大鉄工業株式会社のほうで今の間にやってもろとくほうが私はええんやないかと思えます。結局、あすかホールみたいに、今、雨漏りがいっぱいになって、どないもしょうがないというようなことになってくるんやないかなというようなことになるのと違うんやろかな。

太子町のほうは、多少甘いからこの程度の工事でええという、手抜きとは言わへんけれども、私もかつて職人をしてましたから、職人というのは、その辺、この程度でええやろうというようなことをようやるんですけども、その辺は大丈夫ですか。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 打音検査なり定期的な検査というのは、建物自体には必要なもので、庁舎管理として定期的な検査は必要かと思っております。その中で、打音検査で浮きが激しいというところがありましたら、検査は当然していくべき。そのときに修復が必要かどうかというところは検討していくべきかと思っております。

クラックがあるということで、そこからの水が回ってということですけども、コンクリート自体、かぶり厚を十分取っております。外壁部につきましても、かぶり厚3センチ、4センチというところは取っておりますので、外壁からの水が回って、その中の鉄筋がさびるということは、なかなか考えづらいというところがございます。ただ、外壁材につきましては、剥落すると当然危険ですので、そのあたりは定期的な点検というのが必要になってくると、そのような対応をしていきたいと思っております。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 時々、建物の下のほうに白いのが浮いとるときがあるんやけど、あれこそ塩分ではないですよ。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） あれはエフロレッセンス、セメントの成分が溶け出して出てきて、それが雨水なりと混じって下に垂れたときに、白い鍾乳洞みたいな、そういうものができているという箇所が、ここに限らずコンクリートの建物には多く出ているところは御存じかと思えます。あれ自体は、塩分がどうこうというところで発生しているものではございません。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 分かりました。建物というのは、もう何十年とこれから使うんで、今、ミスが見つかったときにおいて、できるだけ早いうちに正常な状態にしておかないと、後で結局、我々町民が税金で全部負担することになるということをよう認識してもらって、しっかりした建物をこれからつくっていくようにしていただきたいと思えます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（玉田正典） 以上で吉田正之議員の一般質問は終わりました。  
暫時休憩します。

（休憩 午後 1 時58分）

（再開 午後 1 時59分）

○議長（玉田正典） 再開します。  
次、井村淳子議員。

○井村淳子議員 それでは12番公明党井村淳子、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今月、お盆以降の長雨が日本列島を横断し、甚大な被害が出ております。全国各地で発生した豪雨災害で亡くなられた方々に心から御冥福を申し上げます。また、今まさに酷暑の中、避難生活を送られている方々にもお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を御祈念いたします。

太子町では大雨による被害はありませんでしたが、ふだんから水害、地震等の災害に備えることが必要であります。8月30日、昨日から9月5日は防災週間でございます。また、明日9月1日は防災の日と定められております。

それでは、そういうことも意識をしながら質問をさせていただきます。

1番、災害対策基本法改正による町の取り組みについて。

日本の75歳以上の高齢者人口は、阪神・淡路大震災の1995年に約717万人でした。2020年には約1,870万人と2.6倍に急増しております。この先、2025年には約2,180万人になる見込みとの統計が出ております。

近年の災害では、高齢者や障害者らが逃げ遅れたり、施設そのものが被災し、高齢者が亡くなる事例も多くなってきています。そういう背景もあり、このたび避難情報が大幅に改定をされ、迅速な避難支援を強化するための改正災害対策基本法が本年4月28日に成立をし、5月20日に施行されました。太子町での取り組みを以下についてお伺いいたします。

(1)改正では、自治体が発令する避難勧告を廃止し、避難指示に一本化されました。避難指示となり、避難を始めるタイミングが明確になっております。実効性を高めるための今後の住民への周知についてお伺いをいたします。

(2)災害時に支援を必要とする高齢者や障害者などの個別計画が個別避難計画と名称が変更となり、その作成を市町村の努力義務とし、法律に位置づけられました。

①現時点で避難行動要支援者名簿提供の同意書が取れている方の人数。また、そのうち個別計画を作成しているのはどれくらいなのでしょう。

②今回、政府は、手助けが必要な災害弱者の避難先を事前に決めておく個別避難計画の作成が進めば、福祉避難所への直接避難も可能としているという法改正でございますが、これを受けて、今後の町の対応をお伺いいたします。

以上よろしくお伺いいたします。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうから、(1)避難指示の実効性を高めるための住民への周知方法について答弁させていただきます。

令和3年5月、災害時の2つの避難情報が避難指示に一本化されていますが、以降の災害においても、実際の避難行動に結びつかない例が多く見受けられています。本町においても、「広報たいし」6月号において避難指示の一本化を周知していますが、逃げ遅れを防ぐためには、さらなる住民周知が必要であると考えております。

九州北部豪雨や西日本豪雨では、自治会長や消防団の声かけが効果を上げています。当町においても、コミュニティでの避難行動を進めるため、町防災訓練での訓練や地域での防災意識の浸透や災害時における避難誘導などで大きな役割が期待される自治会、自主防災組織への防災情報の提供、出前講座などを通じて避難指示の実効性を高めていきたいと考えております。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） (2)につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

まず、“避難行動要支援者”という言葉の変遷から説明させていただきます。

災害対策基本法は昭和36年に制定されまして、昭和60年頃から“災害弱者”という言葉が使用され始めました。平成7年の阪神・淡路大震災発生以後に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が国によって作成されました。本町におきましても、このガイドラインに沿って災害時要援護者の登録が始まったわけでございます。その後、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、今まで使用しておりました“災害時要援護者”の代わりに、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する人を“要配慮者”と言い、その要配慮者の中で、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人を“避難行動要支援者”と定義づけられております。この避難行動要支援者の名簿作成が市町村に義務づけられました。この当時から、本町におきましては、健全な乳幼児の登録者はございませんでした。

かつて平成30年第4回太子町定例会におきまして、当時の橋本議員の一般質問における答弁で、避難行動要支援者は788人と答弁しておるんですけども、正確には、要配慮者が788人ということでございます。これを踏まえまして現在の登録者数を申し上げますと、要配慮者登録は令和3年8月20日現在におきまして1,020人となっております。この1,020人のうち、避難行動要支援者となるべき人数は368人ですが、その登録に不同意の意思表示をされた方が82人いらっしゃいます。よって避難行動要支援者は286人となっております。そのうち、推定同意の方は43人でございます。

本年5月20日より施行されました改正災害対策基本法では、避難行動要支援者の個別避難計画策定が市町村の努力義務となりましたが、避難行動要支援者本人の同意が得られなかった82人が対象でございますが、この方々への計画の努力義務規定は、これにかかってこないということになってございます。

個別避難計画には、名簿情報とともに避難支援等実施者、避難施設、避難経路、その他避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項を記載することとなっておりますが、本町におきましては、避難行動要支援者登録時に避難支援等実施者として近隣にお住まいの方を2名、また、避難支援等に必要な事項として、家族等の緊急連絡先、車椅子とか酸素吸入等の日常生活で使用しているものを記載していただくよう勧奨しております。

避難施設及び避難経路につきましては、令和元年度、太子苑で行いました県モデル事業において作成した2名のみでございます。令和2年度は、コロナ禍により防災訓練が中止となり、実施できず、令和3年度は、県モデル事業により斑鳩地区の2名について作成予定でございます。

今後ですけれども、民生委員・児童委員、福祉専門職、自主防災組織の皆さんの協力を得ながら避難行動要支援者の状況把握に努めるとともに、避難支援等実施者の確認、避難施設及び避難経路を協議の上、登録していきたいと考えております。

続きまして、②でございます。

本町におきましては、福祉施設や宿泊施設等の7事業者と協定を締結し、福祉避難所の設置体制を取っておりますけれども、災害発生時には、受入れが可能な施設を調整した上で、町からの

開設要請に基づき福祉避難所として開設するものであるため、福祉避難所への直接避難の方法は現在導入しておらず、個別避難計画においても、町の指定避難所を避難施設として記載していただきたいと考えております。また、自治会の隣保単位などで身近な避難集合場所を決められている場所がある場合がございますので、そのような情報も記載する方向で検討していきたいと考えております。

避難行動要支援者が指定避難所へ来られた際には、当避難所においても、区分けや段ボールベッドの設置など個々の状況に応じて可能な限りの配慮を行うほか、保健師等による身体、精神状況の確認を行うとともに、速やかに福祉避難所の開設を要請し、避難行動要支援者に指定避難所から福祉避難所に移送していただく予定としております。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今、答弁いただきまして、1番については、毎年6、7月ぐらいの広報では、災害がこれから起きやすくなるから、そういう災害に備えましょうというふうな広報をしていただいています。今回、この区分が変わってきて、しっかりとそれを認識していただかないと駄目だと思います。警戒レベル3の場合ですけれども、災害のおそれがあるということで、高齢者等避難というふうな区分になっております。

今回、皆さんがよく勘違いされるのは、高齢者だけが避難をしたらいんだというふうな感じで受け取ってるんですけども、そうじゃなくて、高齢者等というのは、支援者も含めて、自らの命も守りながら、その上で避難完了までに時間のかかる在宅の高齢者、障害のある人に避難をしていただくという、そういう「等」の中には意味も入っておりますので、そういうことも含めて、また御近所の方と一緒に、災害のおそれのあるときには逃げましょうというふうな声かけをしていただけるようにPRをお願いしたいと思います。

避難指示、それから緊急安全確保、このたびのお盆の頃の豪雨災害でも、九州地方また福岡県のほうでは、この言葉が頻繁に出てまいりました。そのことから、耳の中にはこの言葉が大分残ってるかと思うんですけども、出前講座、そしてホームページ等々、また高齢者の方々、なかなかスマホとかパソコンとか見られないので、回覧等もしていただきながら啓発に努めていただきたいと思います。

それと、国土交通省が“逃げなきゃコール”というのを活用しませんかということでPRされてるんですけども、そのことについては御存じですか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） すいません、今言われました国土交通省の関係については存じ上げませんで、その部分については調査研究させていただきたいというふうに思います。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 少しだけ紹介をさせていただきます。

新聞にも載ってございましたけれども、2018年の西日本豪雨で高齢者が、いくら消防団とかほかの人が逃げないけませんよと言っても避難をしなかって、結局、自宅で被災をするケースがあって、テレビとか自治体の情報だけでは、なかなか自分の家を離れることができなかった。そういうことがあってから、国土交通省が、例えば太子町に高齢の両親がおります。息子さんたちとか家族の方は、ちょっと遠くに住んでます。そういうときに、家族が避難を呼びかけるための防災アプリを使った“逃げなきゃコール”という取り組みを始めているということを知りました。

この取り組みは、高齢の家族を持つ人が対象なんですけれども、NHKとかヤフー、それからau、NTTドコモの4者が無料で提供しているスマートフォンの防災アプリを利用すること

で、家族が住む地域——太子町に警報や緊急避難行動、それが出た場合には、事前にその住所を登録しておく、「その付近で河川が増水しましたよ」とか、「今、逃げないとあぶないですよ」とかという、そういう情報が遠くに暮らしている家族に自動的にメールで今の状況が送られる。それを受け取った家族は、太子町の家にいるおじいちゃんやおばあちゃん等家族に、早く避難をしないと命が危ないよというふうな家族からの電話、またメールで一声かけてもらって、それで、「あっ、やっぱり逃げなあかんのや」というふうに認識をして、大切な人の命が守れるというふうな仕組みの無料アプリ——“逃げなきヤコール”というのがありますので、これもまた活用をしていただければと思います。

もう既に自治体のホームページなどでも、こういうアプリがありますよと紹介をしているところもたくさんありました。この近隣ではそんなにないんですけども、ぜひ今まで二番手、三番手だったんですけども、よいことは一番にまねをしてもいいのではと思いますので、これもひとつ提案をさせていただきたいと思っております。

今回の、そういう改正がなされた上でのいろいろな取り組みは国でもやっていますので、ともかくホームページなり回覧板なり、意識を高めるために今後も啓発を続けてもらいたいと思いますので、お願いいたします。

それと、災害時の避難行動の要支援者登録についてでありますけれども、不同意の方が82人おられるということで、どういう事情なのかはよく分かりませんが、いざといったときには、やっぱり御近所の方また支援者に手助けをしてもらって逃げるということが大切になってきますので、その方が施設とかのケアマネージャーさんとか、そういう人と相談ができるのであれば、そういう人も含めて声がけをしていただきたいと思いますと思うんですけども。毎年毎年、人数がちょっとずつ増えてくると思うんですけども、その個人情報がたくさん書かれたり、それから、支援者も高齢になってきて、また次の支援者を考えなあかんということも多々あると思いますけれども、その場合、更新というのが、どこから情報を得られるのでしょうか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 確かに、協力者自身が高齢になってきておまして、登録では助ける側に登録されてる方が、実際には何年かたって助けられるほうというような状況が現実起こっております。

毎月の異動につきましては、民生委員会が毎月ございますので、そこで新しい名簿を提供させていただいている状況で、内容自体は、要支援者の情報は更新されていってるんですけども、実際に介護度が上がっていったりという情報の更新がおろそかになっている状況でございます。システムのほうにも問題があるのかもしれませんが、介護保険の情報とリンクはしていないものでございますので、情報を課内で流しまして、できるだけ新しい情報でデータ管理できるようにしていきたいと考えております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 やっぱり、横の連携というか、対象者が高年介護課であったり、社会福祉課であったり、さわやか健康課であったり、担当課が分かれていますので、それを1つにまとめるというか、みんなで共有をしないとイケませんもんね。この避難行動要支援者の方々については、個別の避難計画もつくらなあかんということで、この関係、災害も関わってくるんですけども、これは企画政策課のほうで、上がってきた名簿を1つにして認識をするというふうなことはされないんですか。今は福祉関係の課だけで完結をするというふうな状態ですか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 先ほど言いました民生委員会で、各民生委員には2部お渡しして

おりまして、その1部を自治会長へお渡しくださいということで、基点はあくまで福祉部門が担っております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ということは、企画政策課は、災害があったときには、これにはノータッチということで理解していいですか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 災害が起きたときに、いろいろな面で本部の運営等も実施しておりますのが企画政策課でございますので、ある程度、所属課に分けた対応として、高年介護課で要支援者の対応等をやっていただく。その中には、企画政策課では自治会等とのつながりもございまして、自治会の協力、自主防災組織の協力を得ながらやっていくという面では、お互い連携しながらやっていくものだというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 分かりました。連携を取りながら、いざというときには、誰も命を落とさないというふうな連携を取っていただきたいと思います。

太子町強靱化地域計画が令和2年3月にできてるんですけども、これの中でも、避難支援ということについては、それぞれの「災害時に避難支援を要する者について個別の支援計画を作成し、地域の自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、ケアマネジャーや関係事業所が、避難支援者と連携しつつ、災害時の情報提供、安否確認、避難支援等を行う体制を構築する」と、そういうふうにも書かれておりますので、しっかりと連携を取って今後も進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、今、民生委員が中心になって、いろいろとお世話していただいているんですけども、ケアマネジャーとか介護福祉士とか、そういう福祉の専門の方が入っての個別計画の作成というのは、今はされてないんですか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 先ほど申しました令和元年度、太子苑での事業、それから令和3年度予定しております斑鳩地区での個別支援計画の策定。これ県のモデル事業で行うんですけども、これにつきましては、ケアマネジャーが作成するという前提で計画を進めてございます。

しかしながら、ケアマネジャーも、日常業務が非常に忙しい中で事前に研修を受ける必要もございまして。研修に参加した方のみ、この計画に携われるということでございまして、なかなか応募をしていただけない状況でございます。こういった状況でございます。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 内輪の状況を聞くのが大事かなと思います。

今回の改正の中でも、文書にはさらっと書いてあるんですけども、やっぱり、地元でそれを進めていくところのマンパワーの不足、そういうのもあるということが分かりましたので、また、それについては県や国に状況をお話ししていきたいと思っております。

それと、なかなか個別計画が進まないということで、国のほうでは、この太子町の中でも浸水被害に遭いそうなところ、それから土砂災害に遭いそうなところ、そういうところに住んでいる要支援者について優先してつくっていったらどうかというふうなお話もあるんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 実は、この令和3年度、全自治会に高年介護課は入っていく予定

をしておりました。そういった中で、コロナ禍の影響でそれができなかったので、全自治会を幾らかでも分けて、水害が起こりそうな地区からでも、その個別計画策定に向けて各自治会等に入っていきたいと考えております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 その予定でされていくということなので、ぜひ災害リスクの高いところ、また、要支援者の心身の状況、社会的な孤立の状況とかを見ながら作成をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、先ほど直接避難のこの話もありましたけれども、防災訓練では、コロナ禍でここ最近ではできておりませんが、10月に太子町で、体育館に集まって避難訓練を行いますよね。そのときに、障害を持っておられる方、また御家族の方も来ていろいろ話をしたことがあるんですけど、障害の程度によって、そこの第1次の指定避難所には行けないという方がいらっしゃるということが、今回の改正を考える中で十分に考えられたそうです。

本当に認知症が進んでるとか、精神障害があるとか、自閉症でなかなか皆さんになじめないとか、そういうことから、御家族のほうで遠慮して指定避難所に行かないという選択をされる場合もあったり、車中泊をされたりということもありますので、理想としたら、人間関係が築ける環境かとか、そういうことも含めて、今後、直接避難も視野に入れた取り組みをぜひしていただきたいと思います。5月20日に改正したばかりですから、今後のことだと思いますけれども、国はそういう方向に行ってますので、太子町としても、ぜひ指定避難所に最初に行けないという方を直接避難ができる福祉避難所へのマッチングをするというふうに持って行っていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） そこまでつなげられたら一番いいとは思いますが、まず自治会に入っていまして、どの方が福祉避難所へ行くべき方なのかという、その情報収集が先決かと思われまして。そういった意味で今年度も自治会へ入っていこうということで計画しておったんですけど、何分、コロナ禍の影響もございまして、なかなか実際には進めてないのが現状でございます。

まず情報収集で自治会に入っていまして、自主防災組織、民生委員、自治会長、それから消防団、そういう方に寄っていただきまして、その地域地域での避難場所あるいは個別に避難が必要な方の把握、さらに福祉避難所への搬送が必要な方、どなたが、じゃあ福祉避難所へお送りするのかと、そういったところまできめ細やかに情報を集めて決めていく必要がございますので、取りあえず自治会等に入っていきたいと考えております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 労力はかかると思いますけれども、ぜひとも頑張らせていただきたいと思います。

それでは次の質問に入ります。

避難所運営マニュアルの活用についてでございます。

避難所運営マニュアルは、避難者、地域住民、施設管理者の3者が協力をして避難所を円滑に運営することを目的としております。

以下7点について質問をいたします。

(1)総務経済建設常任委員会で町の避難所マニュアルの提出を求めたところ、2020年9月に改定をされたコロナ禍を踏まえた「学校園の避難所運営マニュアル」の提出がありました。これの活用方法の説明を求めます。また、それを基に避難訓練を実施したケースはあるのか。

(2)避難所で関連死をつくらないために、予想される苛酷な避難所生活の認識及び健康サポート体制についての対応は。

(3)小・中学校における施設管理者としての避難所運営の関わりへの認識と対応について。

(4)避難所開設時に必要となる備品や、避難所生活において必要となる備品も含めて、各避難所にまとめた形でストックできているか。

(5)災害時におけるペットとの同行避難について、考え方と飼い主への周知。また、町には8月現在、24の指定避難所がございます。ペットの受入れ可能な避難所と受入れ可能な動物についてお伺いします。犬については町の登録件数を。

(6)災害地では、コロナ禍で分散避難の1つとして車中避難も増えているというニュースが、このたびの大雨災害でもございました。車中避難も想定した安全対策については考えているのか。

(7)女性の視点を生かした防災対策の認識をお伺いします。

よろしくお願ひします。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、1点目の学校園の避難所運営マニュアルの活用方法についてでございますが、毎年度初め、学校園ごとに新体制の中で修正すべき点等はないかの確認を行い、必要に応じて見直すこととしております。

令和2年度においては感染症対策を取り入れるよう改定いたしました。新型コロナウイルス感染症に対応した避難訓練につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、行事として実施はできておりません。ただし、訓練の必要性は十分認識しておりますので、開催できる状況となれば方法を検討していきたいと考えております。

次に、2点目、避難所での関連死をなくすための健康サポート体制についてですが、避難に伴う身体的、精神的疲労や環境の悪化による関連死を防ぐためには、避難者の心のケアを含めた健康管理やプライバシーの確保といった生活環境への配慮などが必要であります。また、避難者の健康管理や保健活動に必要な職種（看護、福祉、ボランティア等）の派遣調整、健康相談、栄養相談などの相談体制を整えることで避難生活の安心を確保したいと考えております。

なお、今年度改定を進めております地域防災計画におきましても、避難所でのサポート体制を推進していく予定でございます。

次に、3点目でございます小・中学校施設管理者の避難所運営への関わりについてでございますが、災害発生時には、各学校園において施設の被害状況を確認の上、必要に応じて学校園で設置する災害対策本部または学校園で設置する避難所対策本部と太子町災害対策本部及び自主防災組織との協力体制の下、避難者誘導などに従事するほか、避難所運営組織づくりに携わるとともに、救援物資の調達、衛生環境の整備、また、円滑な避難所運営のために避難所運営委員会を設立し、避難所の運営をいたします。また、防災・減災に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員から成る震災・学校支援チームEARTHの方にも加わっていただき、行政と教育委員会、地域が連携して災害対応、避難所運営に当たっていききたいと考えております。

次に、4点目でございます避難所用の備品、備蓄品のストックについてでございます。

令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、段ボールベッド200個、段ボール間仕切り600個、サーキュレーター36台を整備し、学校園に配備するとともに、避難所の開設に必要な物資、例を挙げますと、マスク、ビニール手袋、熱中症対策タオル、非接触型体温計、コミュニケーションボード、はさみ、筆記具、スケッチブック等でございますが、それについても各避難所に配備したところでございます。コロナ禍においてもスムーズに避

難所が開設できるように努めてまいります。

次に、5点目でございますペットの同行避難についてでございます。

狂犬病予防法に基づく犬の登録制度においては、令和3年3月31日現在、1,993頭が登録されています。犬以外のペットは、町に登録がないため飼育数は把握できませんが、災害は人間だけでなく、家族の一員であるペットを含めた災害対策が大切であると認識しています。

ペット連れの避難につきましては、ほかの避難所との兼ね合いや種類や大きさなどにより避難所内での区画を分ける必要が生じてまいります。また、新型コロナウイルス感染症対策により1人当たりに必要な面積が増加している中、避難者とペットの共生の実現には至っておりません。環境省発行の「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を参考として、飼い主の方々に日頃からペットと災害について考えていただく機会を提供していきたいと考えております。

なお、避難所においては、開設後は地域の皆様による運営がなされます。施設管理者とともにペットの同行避難に関する情報を共有し、共に災害時の体制、避難所運営を今後も検討してまいります。

次、6点目です、車中避難の安全対策でございますが、車中泊につきましては、避難所内での3密を回避できる新型コロナウイルス感染症への自衛策として注目されており、国の避難所運営のガイドラインにおいても、留意事項として、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認、エコノミークラス症候群、一酸化炭素中毒、食料等必要な物資の配布、保健師等による健康相談等の安全対策への取り組みが国から示されております。

町におきましても、車中避難者が安全な避難生活を送ることができるよう安全対策を講じていきたいと考えており、先進的な自治体の取り組みを参考にしていきたいと考えております。

次、最後です、女性の視点を生かした防災対策の認識でございます。

防災対策においては様々な方への配慮が必要な中で、男女ニーズの違いを把握することも重要なことであると考えております。女性の視点を踏まえた対策を進めていくためには、防災会議等において女性登用を促進し、様々な議論の中で意思決定に参画していただきたいと考えております。

また、避難所等での災害対応においても、各組織から女性の参画が促進されるよう施策を進めることが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 なるお答えをしていただきました。

今回の、この避難所運営マニュアル、学校園のものですけれども、学校園が優先的に避難所を開設するということになってますので、それはそうなんだろうと思います。ただ、町内24か所の指定避難所、この8月から総合公園体験学習施設と子育て支援センターの2か所増えて24か所になっております。この学校園とは関係ないところ、公民館とか、あと農村交流センター等々ありますよね、その学校以外に、こういうマニュアルはできてるんでしょうか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 各施設のマニュアルにつきましては、個別については、主に学校関係の部分について、このたびマニュアルを整備させていただいております。それ以外の施設につきましては、今後において整備していくような形で検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今後予測できる災害だって、被害もそんなになかったら学校園だけで十分かな

と思いますけれども、地震などで広範囲にわたると、たくさんの指定避難所を開設しなければならないので、そこは早急につくっていただいて、お願いをしたいと思います。

そしたら、この避難所運営マニュアル、自治会とか自主防災組織とか、そういう方々と共有はされていますか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、学校園における避難所運営マニュアルというものにつきましては、内容としましては、まず学校のほうで、その案として情報をつくっていただいている状況です。また、運営マニュアルについて、各学校が瞬時に動けるような体制を整えるために、昨年度でしたら避難所開設運営訓練をさせていただいて、施設の避難所を担当する職員等が学習をさせていただいたという経緯もございます。そういう中で、そのマニュアルに基づいて迅速に対応できるような体制については整えていきたいというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 もちろん、このマニュアルには、学校の先生の担当とかが決めてあったり、太子西中学校のものが唯一ホームページに出ておりますが、本当に詳しく、いざ何かがあったら、誰が何を担当するのかということをしっかりと書かれておりました。しかしながら、その指定避難所にその方が絶対いるとも限りませんので、今、学校の運営に関しても、地域の方がたくさん入ってこられたり、ボランティアの方も入ってこられているので、こういうマニュアルは、全部とは言いませんけど、今後「こういうのがあるんです」、「もし何かあったときには、これに沿って運営していきましょう」というふうな前もっての準備も必要だと思いますけれども、そうは思いませんか。

○議長（玉田正典） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 学校のほうで、現在、具体的にこのマニュアルに対応した訓練等ができておりませんが、今後、そういう訓練をするときに、関係者の方あるいは私ども指導主事、震災・学校支援チームEARTHの職員もおりますので、そういういろんな方々にこのマニュアルをお渡しもしながら、連携しながら、できるだけみんなで支えていく体制は取る必要があると思うっております。

以上です。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 やっぱり、ふだんから、そういうものがあるということも知っておく。新型コロナのときは、本当に3割ぐらいしか入れないような人数制限もありますので、そこは何もない平時のときに、できるだけ多くの方に共有をしていただくことが災害の予防ということになりますので、このマニュアルは、「こんなあったんか」と言うて災害後に読んでも仕方ありませんので、減災に結びつく行動をお願いしたいと思います。

それから、先ほどの避難所の健康サポート体制ですけれども、これも長期化してきた場合には必ず必要だということで、国のガイドラインにも、避難所を開設するだけにとどまらず、その質の向上に前向きに取り組むこと、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える基礎となるということで、ガイドラインにもあります。何が起こるか分からない中で、そういう健康面にも気をつけるということは、保健師とか看護師とか、そういうしっかりと対応ができる人材も、「こういうときお願いします」というふうに頼んどかなあかん部分もあると思いますので、それもよろしく願いをいたします。

それと、3番の小・中学校における施設管理者としての避難所運営の関わりということで、先ほども運営委員会にも入り、震災・学校支援チームEARTHの方にも加わってもらい、すると

いうことですが、本当に開設をするとき、それから避難所運営のメンバーが集まったら、後ろになってサポートをしていくというふうな、そういう体制になってくるかと思うんですけれども、避難所開設ができて、運営委員会が立ち上がったときには、連携をしながらサポートしたり、リードしたりしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

4番の各避難所に、それぞれ避難生活において必要となる備品はストックされてるかどうかということでお聞きしました。おおむねできてるのかなと思われました。そういうサーキュレーターや段ボールなんかは箱に入れてませんが、ほかのところでは、開設をするときのいろいろな名簿類とか体調をチェックしたりするチェックリストとか、鉛筆とか温度を測る物とか、そういうのを1つのケースに入れて、もしその担当がいなくても、あの箱を目指していけば、すぐ開設ができるというふうなものがあるんですけれども、皆さんつくっておられるんですけど、太子町でもそういうふうな形でストックをされてるんですか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、各避難所におきましては、今言いましたように、マスクとかビニール手袋のような細かいものも含めたコンテナを置かせていただいております。その中に、先ほど言われましたようなマニュアルと、あと名簿を書けるものとかを一緒に入れさせていただくことによって、今言われていることが可能になるかなというふうに考えておりますので、そういう方向で考えていきたいと思っております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 これは学校関係だけですか。用意できてるのは指定避難所全部ですか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 先ほど言いましたコンテナでございますけれども、指定避難所だけではなしに、それ以外のところにおいても、2カ所はまだ登録されたところがございますけれども、22の避難所におきまして、コンテナ用のボックスを置かせていただいているというところがございます。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それは、もう誰が見ても、これが避難所の初動のときに要るものだということが分かるようなところに置かれてますか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 特に学校関係でございますけれども、学校関係では、段ボールベッドの置場所またはコンテナの置場所等も、全ての学校のものを1つの一覧表にしてまとめていただいているというところがございます。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 分かりました。

そしたら、次のペットの同行避難についてお伺いをします。

災害への対策は必要だということで、飼い主への周知というのはどのようにされますか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 避難所運営マニュアルの中にも、ペットに対しての留意事項というものには載せさせていただいているんですけれども、各団体のほうでは、「ペットを飼っている皆様へ」ということで通知を出させていただいたりとか、ホームページに掲載させていただいているというケースもあります。

そういう中で太子町のほうでも、実際に飼い主の方が災害が起きたときに、ペットとどのように避難していくかということを考えていただくという機会を持っていただく上で周知をしていき

たいというふうに思っております。特に言われるのが、実際にゲージなんかに入って、犬が我慢できるような状態にあるのかとかというような、ふだんからの生活の中で、そういう避難をすることを想定したしつけ等を実際にやっていただくことも飼い主の方には考えていただく機会というのが大切かなというふうに考えますので、そういうことも含めてPRをしていきたいと考えております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今のところ、ホームページを見ても、ペットの避難の在り方は載ってないですね。これについては、ぜひともホームページのほうにも載せていただきたいと思います。見る人も、見ない人もありますけれども、見た人が、またペットを飼ってる人に、こういうのは気をつけなあかんでというふうなことも口コミで広がっていく場合もあるでしょうし、ほかの自治体では1枚物のリーフレットにして、「同行避難ができますよ」というふうなパンフレットの中に、そういうしつけのこととか、避難するときには、犬、猫のペットの餌も持っていかなあかんということも書きながら、また役場の担当課、そしてまた町内の動物病院等でも、そのリーフレットを渡せることができ啓発をしているところがありますので、そういうことも参考にして、ぜひとも皆が見れるような情報発信をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 災害が起きたときに、すぐに準備するということがなしに、飼い主の方には事前に健康面でのチェックとか、ゲージに慣らせるようなふだんからの生活、また、ペットの避難セットを準備していただくなどのいろいろな事前準備をしていただくことも考えますと、ホームページまたはパンフレット等で啓発できるような形で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 2017年6月に同僚の中島議員から質問をしたときに、「動物救護本部と各避難所が連携できるように、ペットを含めたよりよい避難の在り方を考える」というふうに答えていただいているところがあるんですけども、こういうことは、その後、何か考えられたんでしょうか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 本来、そのときに考えておくべきことではございましたけれども、本来はホームページ等で掲載はした上で、住民の方でペットを飼われている方に意識を持っていただくということがすごく重要であったというふうに考えております。

今回、お話いただいたことを含めまして、ホームページ等での掲載はすぐにでもできることではございますので、研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それでは6番、車中泊の避難ですけれども、最近、車中泊避難が増えてるというふうなニュースもお伺いをします。今後、そういう車中泊避難についても安全対策を取っていく必要があると言われましたけれども、高知市の防災の団体——高知防災プロジェクトというところが、この車中泊に限定して避難訓練をされてます。それでは、車中泊のエリア分け、避難するときには、一般の車も来るし、車中泊の車も来るしということで、最初から、例えば運動場とかの駐車場だったら、エリア分けをしておくとか、そのこともしながら、コロナ対策もしながら駐車位置も確認し、そして受付もしっかりしてもらって、どういう方が避難をしてきて、どういう状態なのかということも把握するというふうなこともやったという報告がありました。こういうことについて、太子町もする必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 今回、新型コロナウイルスの関係で、避難所での密にならない状態というのがすごく見直されているところがございます。そういう中で避難所をいろいろと確保する上で、車中泊というようなことも、1つの避難の方法として検討できる部分かと考えます。

その中での仕組みとしましても、避難者がきっちりと避難してるということが把握されることと、トイレとか車中泊のスペースの確保とかを考えていく必要があるかなというふうに考えます。そういう中で、先進自治体の取り組みを研究させていただきまして、その中で太子町においても検討できる部分については検討させていただきたいというふうに考えます。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 さっきのペットの同行避難の関係もありましたけれども、車中泊についても、今後、分散避難の形態としては多くなってきますので、これについても啓発ができるようなことを載せてる自治体も既にたくさんありますので、これも併せて検討をしていただければと思います。いかがですか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 今年度、太子町地域防災計画を改定、また、太子町業務継続計画について策定している段階でございます。今おっしゃっていただきました内容も含めまして、車中泊——運動場とか、そういうところをどうまいこと活用していくかということも含めながら考えていきたいと思っております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 このたびの大雨で、福岡県太宰府市でしたけれども、ペットの同伴避難、同行じゃなしに同伴避難と、それから車中泊をする場所を、この指定避難所の中で1つ決めて、そこを専用に、そういう避難所を開設したというふうな例が、この8月12日でしたか、テレビであったり、メールであったり、こういうのがありましたというふうな例もありました。避難に関して、ペットが嫌いな人、またアレルギーがある人、いろいろおりますので、そこは、どういうふうに分けて避難するのか、一緒の場合でも、どういうふうな区分分けをするのか、しっかりと考えていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それと、女性の視点を生かした防災の認識なんですけれども、男女共同参画の中で言われてる災害対応に女性は3割入れましょうとか、そういうことがあるんですけれども、今回、学校園避難所運営マニュアルの中に、それが全然書かれてなかったのが残念なんですけれども。そういう認識はあっても、ここに書いておかないと、そういう意識にならないと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 女性につきまして、実際に防災の中で、いろいろと男性が気がつかなかった部分に気がついていただいたということで、女性の視点から取り組めるということはすごく大事なことでございます。今年の6月11日に内閣府のほうからも、女性活躍担当大臣からメッセージも届いてますように、避難生活における女性の安全・安心の確保、女性と男性が災害から受ける影響や男女のニーズの違いへの配慮、地方防災会議の委員への女性の登用、被災者支援などの災害対応の現場での女性の参画等がより一層に進むように取り組むようメッセージをいただいているところを踏まえて、今年度、太子町におきましても地域防災計画の見直しがございますので、防災会議等の中でいろいろと御意見をいただくということも必要であるというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 しっかりと、このマニュアルとか作成されてますけど、そういうことも、例えば避難所運営委員会を立ち上げました。委員長、副委員長を決めます。そういうときには、女性が必ずどちらかの職に就くとか、そういうふうな形でしっかり書き込んでいただかないと、なかなか男性の声が大きくなってくると、女性が引いてしまうということになると、きめ細やかな配慮ができないような運営委員会になってしまいますので、そこは考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、もう次に行きます。

3番、防災備蓄用品の備蓄計画の策定について、昨年から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための備蓄物資等を加えた見直しながされております。各備蓄品の備蓄サイクル及びローリングストックの考え方を聞きます。

(1)行政備蓄計画は策定していますか。

(2)食料品の食品ロスの観点から、ローリングストックの管理はどうなっていますか。

(3)衛生用品の購入、備蓄管理の考え方はいかがですか。

(4)液体ミルクの導入について、検討はしていただけましたでしょうか。

以上。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、1点目の行政備蓄計画の策定でございますが、当町におきましては行政備蓄計画は策定しておりませんが、中播磨・西播磨広域防災対応計画に基づき、山崎断層地震が発生した場合を想定し、多数の避難者に必要となる物資等をできる限り迅速に供給するため一定の直接備蓄を行い、近隣市町との相互応援に備えております。

新型コロナウイルス感染症の拡大により避難所でのニーズも、マスクや消毒液等の需要が高まっていることから、今後の備蓄につきましては、必要な物資を研究するとともに、広域連携の枠組みにおいても調査研究をしていきたいと思っております。

2点目、備蓄品のローリングストックについてでございます。

非常食を中心とした備蓄品のローリングストックでございますが、非常食や粉ミルク等につきましては、食品ロスを防ぐため、消費期限が到来する前に町の防災訓練や出前講座で活用しており、活用した備蓄品を新たに購入するというを行っております。

3点目、衛生用品の購入、備蓄管理についてでございます。衛生用品でございますが、メーカーによる使用推奨期限が設定されております紙おむつ、生理用品等の備蓄品につきましても、推奨期間内でローリングストックできるよう、生理用品につきましては、今年度より一部、1,200枚でございますけれども、中学校で有効活用していただいております。

今後も、衛生用品等使用推奨期限のある備蓄品につきましては、入替えの機会を捉え、住民の皆様へ有効活用していただけるよう提供させていただきたいと考えており、数量を平準化して購入することにより計画的なローリングストックができるよう取り組んでまいります。

次、4点目、液体ミルクの購入でございます。

液体ミルクにつきましては、調乳する必要がなく、常温飲用ができるなど災害時の育児環境の中では大変有効な備蓄品であると認識しております。液体ミルクは192缶備蓄しているところがございますが、賞味期限が1年間であることから、ローリングストックにおいて、子育て教室での配布等で啓発に用いるなどし、有効活用を図りながら今後も活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 忘れんうちに先に聞いておきますけど、液体ミルク192缶、もう既に置いていただいているということですね。これはいつ買われたんですか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 今回、その備蓄品の賞味期限が切れるのが来年の3月でございますので、購入時期につきましては、今年度に入ってから購入した形のものかなというふうに思います。

製造してから1年間ですから、購入したのは4月、5月の時期だというふうに思います。

（井村淳子議員「ちょっとだけ休憩してもらえますか」の声あり）

○議長（玉田正典） 暫時休憩します。

（休憩 午後3時11分）

（再開 午後3時12分）

○議長（玉田正典） 再開します。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 買っていただいているのを知りませんでして、再度要望しようかなと思ってたんですけれども。賞味期限が短いので、それも有効活用をしていただきながら、いざという時のために備えていただいたということには敬意を表したいと思います。

それと、行政の備蓄計画を策定している町もありますので、今後策定する予定はないですか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、今策定してる場所というのは、播磨町が策定してるというのはお聞きしてるんですけども、播磨町につきましては、どちらかというと、自治会ごとに備蓄品を置かれてるというような状況でございます。そういう中で、計画的に備蓄品を管理するところから備蓄計画というものを立てられておるところがございまして、太子町におきましては、ある程度、避難所ごとに備蓄品の数というものを把握した上で、賞味期限が切れる時期等についての把握は十分できておりますので、その中で、切れる前に入替えをさせていただいて、切れるものについては有効に活用するというのは、状況把握の上からは十分できる部分であるというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 そしたら、買ったもの、それから出ていったもの、それから賞味期限、消費期限があるものは別の台帳があって、それで確認ができてるということですよ、そうですか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 毎年棚卸しをさせていただいて、何個、今回置き換えられないかということも年度当初には全て把握している状況でございますので、その都度都度、内容については変わってまいりますけれども、計画立てた形での確認は取れてるところでございます。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ローリングストックの考え方でございますけれども、賞味期限が切れる前に有効活用、防災の啓発事業とかフードバンクとか、いろいろ考えられると思いますけれども、大体賞味期限までに、どれぐらい過ぎたものは、そういうことに使おうというのは決められていますか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、主食のアルファ化米を例に挙げさせていただきますけれども、実際にアルファ化米の場合は5年間保存が利くというところでございます。どうしても5年といいますが、ぎりぎりのところで活用するというのでなしに、次回にどういう行事——1つ例を挙げますと、防災訓練とか出前講座などが開催されるタイミングに合わせて何ぼ出せるかとい

うことを考えて入替え時期を考えてるところでございます。そのように、いろいろなものにつきましても、こういうことで活用できないかということを含め検討しながら入替えをしているというところでございます。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 食品ロスにならないように、フードバンクに寄附する場合でも6カ月ぐらい、あまり消費期限が迫ってるやつは駄目ですよというふうなことがあるので、そこも加味をしていただきながら無駄にならないようにお願いをします。

それと、衛生用品の購入について、以前調べていただきました子供用おむつ、大人用おむつ、それから生理用品、全て9年たっていましたね。これ見て管理はどうなってるのかなと思いました。今でもかなり古くなってるんですけど、こういう衛生用品は、今後どのように入替えを考えておられますか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 生理用品につきましては、まず今回、1,200枚を中学校のほうにお渡しさせてもらったんですが、今後の計画としましては、毎年1,200枚を入替えていく形で運用したいというふうに考えております。そうすることによって、今現在、約3,500枚ございますが、その分につきまして、全て3年で置き換えられるというような計画に基づいて実施していきたいというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今回、生理の貧困がきっかけで、この太子町の状態はどうですかということで調べていただいたのが今回の数。もともとは4,836枚、そこから1,200枚をそれぞれの中学校に600枚ずつ分けていただいて、今後継続をしていただくために、そういう生理の貧困、また、必要な人に対して配付をしていただくというふうな運用をしていただけるということで考えていてよろしいですか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 備蓄品につきましては、無駄のないように、住民に対しても、その備蓄ということについての大切さも御理解いただく上で、今回の液体ミルクなんかにつきまして、1年間で賞味期限が切れてきますけれども、それをお子様がおられる方に、そういう液体ミルクというものもあるんだということも分かっていたいただけるような、防災の啓発事業を含めた無駄にしない活用をしていきたいというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 あと、そのミルクの関係で備蓄台帳からなんですけれども、哺乳瓶の洗浄液、これの使用期限があるんですけれども、これについては入替えとかはされてるんですか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 哺乳瓶の洗浄液でございますけれども、今年の9月と11月に切れる分がございます。それについては、今回の置き換えという形で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 哺乳瓶の洗浄液よりも、哺乳瓶を使い捨てにされるほうが私はよろしいかなと思います。液体ミルクも配備していただいて、あと赤ちゃんのミルクをつくるのに、消毒せなあかん、煮沸せなあかんという、そういうことが多々出てきて、私も前から洗浄液、大丈夫なんかなあと思うこともありましたので、また検討される中で、この哺乳瓶、今30本ありますけれども、瓶製だと思いますね。それを使い捨てのものに替えたなら、費用対効果を考えていただきなが

ら、この洗浄液も結構高いものですから、それも比較をしてもらいながら、この9月、11月に置き換えられるのであれば、再検討というのか、していただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 町としまして、使い捨ての哺乳瓶もあるというのは存じておるところでございますけれども、今現在、哺乳瓶として30本、その中で今の洗浄液の数とのバランスを考えて、本来、瓶を30本置いておくのと、使い捨ての哺乳瓶を使うのとということで並行して考えていくようなことを研究していきたいなというふうに考えております。価格的なものもありますので、その上で備蓄品として取り入れていくかということについては検討させていただきたいと思っております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 洗浄液、かなり深い入れ物でないと哺乳瓶はつかりませんので、そういうことも考えていただいて、また再検討をお願いしたいと思っております。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

4、防災行政無線が聞こえない地域への対策は進んでいるか。

令和2年4月から防災行政無線の運用が開始された。担当課に何度も「放送が聞こえない」——私の地域です——と訴えてきましたが、聞こえなければ、町民に災害時の正確な災害情報が届かないではないか。再度聞こえない地域への対策についてお伺いをいたします。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 防災行政無線につきましては、今までも何度となく御意見をいただいております。防災行政無線は情報伝達の大切な手段の1つであり、これまでも放送が聞こえにくい、逆に音が大きいといった様々な御意見をいただいております。

防災行政無線は、地理的条件、雨風等による音の遮断の影響も受けることや、屋外の方が聞き取れる音圧レベルの設計となっておりますので、建物の中におられる方など全ての方に防災行政無線でお届けするには限界があるものと考えております。

そこで、情報を多重化して伝達できるよう、防災行政無線で放送した情報につきましては、町ホームページに自動配信するほか、たいし安全安心ネットでの配信、お電話で御確認いただくテレホンサービスを導入し、情報伝達の多重化を図っているところでございます。

また、聞こえにくいという御指摘に関しては、放送開始を分かりやすくするため、町歌のメロディーチャイムを導入し、肉声での音声放送を実施し、ゆっくり大きく読み上げる工夫をしておりますが、まだまだ聞き取れないという御意見もいただいておりますので、今後も防災行政無線の伝達方法について検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今まで戸別受信機どうですかとか、防災ラジオどうですかとか、いろいろ話してきたんですけれども、何かそういうことについて調べたこととかありますか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、当初導入のときに、戸別受信機とかというものについても検討をさせていただきましたけれども、もし改めて戸別受信機を入れるとなると、今の方法にプラスするような形になりまして、その中で費用対効果ということを考えますと、今後の研究としては、いろいろな方法の下で住民にどのようにお伝えしていくかということを検討していく必要があると思っております。

今言われたように、いろんな方法、ラジオというような方法もございますけれども、そのよう

な方法をいろいろと模索しながら検討していかないと、すぐにどういう方法でというのは、なかなか対応ができていないという状況でございます。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 相生市の例を話させてもらいます。相生市でも防災無線が聞こえないということから、このたび、（株）アルカディアのスピーキャン・ライデンというシステムを導入されて、防災行政無線で流す文書を入力すると、放送と同時にメール配信や固定電話への音声発信、ファクス送信を行ってくれる。これは、もちろん登録者、希望者のみですが、24時間対応で、震度4以上の地震等があったら、みんなに一斉に発信ができるというふうな方法もあると。この相生市では新聞にも載っておりましたので、一回調べていただいたらどうでしょうか。

それと、委員会の中でも、松浦議員が、「LINEですれば一斉に送るの早いで」というふうな意見もお聞きしたことがあります。私も、そういうところ苦手なんですけど、その公式LINEアカウントを取って、行政情報とか観光情報、イベント情報、それから災害時には、そういう迅速な情報を発信するということで、このLINEアカウントを開設している自治体も、町では多可町、神河町、佐用町ではされておりました。市では神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、丹波篠山市、丹波市、朝来市、宍粟市、13市3町が、この公式LINEアカウントを取られて、LINEで一斉に情報発信もするような方法もありましたので、これも、これからのデジタル化社会を見据えますと、研究する材料として、ぜひとも検討していただけたらどうかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 情報につきましては、携帯電話でございましたら、たいし安全安心ネットまたは緊急速報メール等で情報をお伝えさせていただくということもしております。

今さっきお話しさせていただいたように、多重化していくとなりますと、そのLINEというようなものに対しても、若い方は特にLINE等もいいかもしれませんので、そういうところも含めて、町としては、いろんな情報伝達の手段として検討はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 情報伝達の多重化を見据えながら、高齢者もたくさんLINEをしている方が増えてきてますので、そういうことも踏まえて費用対効果も考えてもらって、一人でも多くの方が情報をキャッチして、いざ災害、いざ何かがあるというたら逃げ遅れがないような対策を、100%は無理かもしれませんが、しっかりと行政が情報発信をしていくという姿勢は大切だなと思います。

また、この防災対策というのは、時の流れ、世の流れとともに、また情報の、そういうIT化も変わってきてありますけれども、そういうものもキャッチしながら、みんなの安心・安全の太子町になるようにやっていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（玉田正典） 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午後3時30分）

（再開 午後3時45分）

○議長（玉田正典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 11番公明党中島貞次でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただ

きます。

1つ目、コロナ禍の生活を支える政策についてを質問します。

新型コロナウイルスの存在が中国で見つかったのが2019年の秋頃で、日本では2020年1月より新型コロナウイルス感染者が見つかりました。そして、その後、このような未知のウイルスに対して、感染者数の急激な増加によって感染拡大を防ぐため全国一斉に緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出自粛が要請されました。それ以後も緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が取られ、その結果として経済活動が低下、各個人、家庭または企業、団体等において大きな打撃を受けました。また、受けているのが現状であります。

そのような状況下における救済措置として、コロナ禍での国民の生活を守るための給付金等が創設され、多くの方々を経済苦から少しでも救うための措置が取られた。以下の措置について町民の実態はどうであったのか、尋ねます。

(1) 1人一律10万円の特別定額給付金、(2)ひとり親世帯臨時特別給付金1回目、(3)ひとり親世帯臨時特別給付金2回目、(4)住居確保給付金の支給、(5)雇用調整助成金、休業支援金等の助成、(6)緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付、(7)生活困窮者自立支援金、(8)奨学金返還支援による若者の地方定着の推進、(9)文化芸術活動の継続支援、(10)ARTS for the future!事業への支援。

以上の事業について、町が把握している分で構いませんので、終了したものについては人数や件数、決算額等を尋ねます。町で実態把握が難しい場合は、その理由についても尋ねます。よろしくをお願いします。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうから、(1) 1人一律10万円の特別定額給付金について答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による家計への支援を行うために実施された特別定額給付金の給付実績につきましては、給付の対象となる1万3,741世帯、3万4,098人に対し、99.9%に当たる1万3,700世帯、3万4,051人へ34億510万円を給付しております。

以上です。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） (2)ひとり親世帯臨時特別給付金1回目につきましては、令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方などを対象に1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円が兵庫県より8月26日に基本給付として一斉支給されております。この給付につきましては、太子町におきましては、5万円の給付が246世帯、その世帯におられる児童は399人ですが、このうち第2子以降の児童153名が3万円給付対象となっております。実績としまして、総額で1,689万円の実績でございます。

それから、第1回目につきましては、追加給付としまして、基本給付の給付対象者で、コロナ禍の影響で家計が急変し、収入が減少した申請をなされた方を対象に1世帯5万円が兵庫県より随時支給されております。この実績につきましては127世帯、総額は635万円でございます。

基本給付と臨時給付合わせまして第1回目の支給総額としましては2,324万円となっております。

(3)ひとり親世帯臨時特別給付金2回目につきましては、令和2年12月11日時点で基本給付の対象者へ1世帯5万円、第2子以降1人3万円という、第1回目と同じ基準でございます。これが12月24日に一斉支給されております。これは第1回目の基本給付と同じ世帯数、児童数でございますので、1,689万円となっております。

(4)住居確保給付金の支給につきましては、離職などにより住居を失った方または失うおそれの高い方へ、就労に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する制度で、厚生労働省より令和2年度は8名、延べにしまして63回分、金額にしまして201万3,100円でございます。

今年度につきましては、令和2年度中に申請があり、受給を開始した方に限り、世帯の預貯金合計額が基準額の3カ月を超えていないなどの条件を満たした人を対象に、令和3年1月1日以降は最長で12カ月まで延長できるというもので、実績は1名の方、延べ4回分、金額で12万9,200円でございます。

(6)緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付けにつきましては、両制度とも、コロナ禍の下、収入の減少等があり、緊急かつ一時的な生計費のための費用を必要とする世帯に対し貸付けをする兵庫県社会福祉協議会の生活福祉資金の特例貸付制度でございます。

まず、緊急小口資金は、貸付限度額が基本的には10万円、4人以上の世帯や個人事業主等の特別要件に該当する場合は20万円となっております。太子町における状況は、令和2年度末で210世帯に対しまして3,860万円の貸付実績があり、今年度につきましては、7月30日現在でございますけれども、新たに43世帯、820万円の貸付実績でございます。

次に、総合支援資金でございますけれども、これは緊急小口資金を利用した上で、それ以降の生活にも不安がある場合に利用することができる制度でございます。貸付額が、単身世帯は月約15万円以内、複数世帯は月額20万円以内で、貸付期間が原則3カ月の制度でございます。返済開始の据置期間が12カ月以内、償還期間が10年以内で、無利子貸付けということでございます。ただし、期日までに償還が完了しなかった場合には年3%の延滞利子が発生いたします。

このような制度で始まったんでございますけれども、コロナ禍の長期化の影響もございまして、償還免除、また返済開始時期につきましては、令和4年4月と据置期間を延長するなどの変更がされております。太子町におきましては、令和2年度末で192世帯、1億5,125万円の貸付実績でございます。今年度につきましては、7月30日現在でございますけれども、新たに66世帯、5,515万円の貸付実績でございます。

(7)生活困窮者自立支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、先ほど説明いたしました総合支援資金の再貸付けが終了することなどにより、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の特例貸付制度が利用できない生活困窮世帯へ支給する今年度からの制度で、支給額は、単身世帯で月額6万円、2人世帯で月約8万円、3人以上の世帯が月約10万円で、いずれも支給期間は3カ月となっております。本町では、現在7名の方に対しまして62万円が兵庫県より支給されております。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） (5)雇用調整助成金、休業支援金等の助成と(8)奨学金返還支援による若者の地方定着の推進について答弁をさせていただきます。

まず(5)雇用調整助成金や休業支援金につきましては、厚生労働省ハローワークで対応をしております。当町の利用実態までは把握をできるところではありませんでした。ただ、太子町経営継続支援緊急対策利子補給制度は185件の利用がありました。経営継続支援持続化給付金制度は70件の申請があり、経営継続支援家賃給付金制度は61件の利用がございました。支援貸付けが必要となった方々には有効に御活用いただいたものと思われまます。

それから(8)奨学金返還支援についてでございますが、兵庫県が実施しております中小企業を対象とした中小企業就業者確保支援事業というのがございまして、企業の支援額に対して一定額

を県が補助し、企業の実質負担額を低減させるものでございます。個別の利用実態は把握できませんが、制度を導入している企業は太子町に1社存在いたします。従業員の奨学金返済支援制度を活用し、太子町で育った学生が故郷で就職や創業をしたいと思えるよう、町としても導入企業増加のため制度を周知するとともに、就職予定者を対象とした企業紹介を行うツアーや創業塾など様々な施策を講じてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） (9)、(10)についてお答えいたします。

まず(9)文化芸術活動の継続支援についてでございます。

昨年度、県の事業として、芸術文化活動の早期の復興と飛躍を目的とする芸術文化公演再開緊急支援事業が行われ、各団体の事業費の4分の1を県が補助し、町も4分の1を随伴補助するというものでございました。実績としまして、文化会館の大ホールで行われた8団体の事業が対象となり、県と町合わせて21万9,725円を補助いたしております。

(10)ARTS for the future!事業への支援についてでございます。

当事業は、文化庁の令和2年度第3次補正予算事業で、コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実を支援する事業であります。国内の文化芸術関係団体あるいは劇場、ライブハウス、映画館、美術館といった文化施設の設置者が行う演奏会やコンサート、ライブが対象となっております。また、チケット収入を上げる有料公演等が条件となっております。

なお、当事業についての事務局は、文化庁が委託する特定非営利活動法人映像産業振興機構であり、当町では実態把握ができておりません。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 1つ1つ丁寧な回答をありがとうございました。

一部どうしても受付窓口等違うものが、町外の大きなものがあって、なかなか町民の方がそのような補助制度にどのように関わっているかというのは大変難しいものがあるかと思えます。特にハローワークとか、最後のARTS for the future!事業に関する部分とかは非常に把握しにくいかと思えます。

この中で、今いろんな助成制度を言いましたけれども、全体を通して申請漏れ、特に1番、2番とかについて、そのほかの関係で申請漏れとか、そういうのはなかったのでしょうか、その辺の認識だけお尋ねします。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうから、(1)1人一律10万円の特別定額給付金について、実際に辞退をされた方というものは、6世帯9人の方が辞退をされております。また、未申請者、世帯でいいましたら35世帯、給付対象者でいいますと38人でございます。

特に未申請者につきましては、職員が3名で各御家庭を訪問させていただいたり、居住調査をさせていただいて、もしそのお宅におられた場合には、申請をしていただくように催促をさせていただいたり、また、御自宅のほうに申請用紙の案内等を送らせていただいたりということで対応をさせていただきましたが、全部で38名の方が未申請の状態として終わっております。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 申請の受付自体、町で行い、審査し、県へ報告しております。第1回目及び第2回目、同じ世帯数、児童数でございますので、漏れはないものと考えております。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 雇用調整助成金等でございますが、必要な方が申し込まれるという制度でございますので、その申請漏れというものはないものと考えております。

奨学金のほうですけれども、太子町でこの制度を登録されてる企業が1社ということなので、このあたりは制度の周知というものは県と連携しながら進めていきたいと考えております。

○議長（玉田正典） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 文化芸術活動の支援につきましては8団体が対象となっており、全てが申請、補助をいたしております。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 分かりました。

あと、その辺で、一部町民の方に対する情報がなかなか行き届きにくい部分もあるかと思いますが、全体として、特にこういうコロナ禍に関する状況で経済的にも大変厳しい状況の中にあるので、助成制度でございますので、今回はほぼ終了したものが多いかと思いますが、引き続き継続中のものもございますので、行政として引き続き滞りなくよろしく願いいたします。

それともう1つお願いしたいのは、難しいこととは思いますが、外部機関——町の補助機関は割と連携を取りやすいのですが、ハローワークとか、先ほどのNPO等法人関係で結構外部機関と連携が取りにくく、その中であって、町民の方が結構利用されているという場合に、何とか町民の方が、特のこのコロナ禍で、そういうハローワークと相談しながら何とか給付金の制度を利用したいという方がおられないかなど。人数は少ないかもしれませんが、そういう情報共有を何とかできないものかな。現状ではちょっと難しいかもしれませんが、そういう町以外の部分で、行政機関を利用して給付制度を申請しておられる方も実際おられるかもしれませんが、その辺、希望です、別にお答えなくても結構ですので、そういう外部機関との連携で町民がどういう行動をされているのが把握できたらいいなと思いますので、その辺だけよろしく願いいたします。

1つ目はそれで終わります。

2つ目、災害に強いまちづくりについて行います。

1995年1月17日、阪神・淡路大震災、2011年3月11日、東日本大震災等の地震災害やその他、台風、大雨、ゲリラ豪雨、特に最近では、線状降水帯が発生しての集中豪雨など風水害や河川の氾濫等による浸水被害が各地で発生している状況です。近年では、特に多かったのが、熊本県や広島県、岡山県を中心にして甚大な被害がありました。兵庫県でも、過去に千種川や円山川、町内でも大津茂川が氾濫して大きな災害が発生しました。

災害に強い太子町のまちづくりについて、過去3年から今後5年間について尋ねます。

(1)防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（2018～2020年度）3年間で取り組んできたその内容と、その事業規模等について尋ねます。

(2)防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（2021～2025年度）、今後5年間の国土強靱化への具体的な取り組みや計画及び予算規模等を尋ねます。

以上よろしく申し上げます。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、(1)番、本町の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に係る事業としましては、平成30年度から令和2年度において大津茂川右岸第1排水区雨水事業、地籍調査事業、ブロック塀等安全対策事業、学校園の空調設備事業、太子東中学校大規模改造事業、石海小学校南校舎トイレ改修事業の採択を受け実施し、総額12億337万4,000円の事業規

模でございます。

なお、そのうち大津茂川右岸第1排水区雨水事業及び石海小学校南校舎トイレ改修事業については令和3年度に繰越ししております。

次、(2)の今後5年間の国土強靱化への具体的な取り組みや計画、予算規模についてでございますが、国で重点的、集中的に対策を講じるとされております激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進及び、昨年3月に策定しました太子町強靱化地域計画を踏まえ、高度成長期以降に集中的に整備したインフラ等への適切な対応により社会に重要な機能を維持するための施策を展開していきたいと考えております。

今後5年間の事業計画や予算規模では、国においておおむね15兆円程度としておりますが、本町におきましては、今後、国に対して事業調整しながら有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 分かりました。

過去3年間とこれからの5年間ということで、これから何が起きるか分からないというのが自然でございます。そういう意味で防災・減災、国土強靱化、これは住民が安全・安心な生活を送るために非常に大事な施策でございますので、これから5年間、おおむね国としては15兆円程度ということになっておりますが、町においても、いろんな政策がございますけれども、積極的に——実際、町にどれだけの予算が当たるか分かりませんが——有効に町民の安全・安心の生活のために予算を今後5年間で使っていただいで、課題はいろいろたくさんあると思いますけれども、その辺、5年間なら5年間でバランスを取り予算づけしながらしていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（玉田正典） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午後4時12分）

（再開 午後4時13分）

○議長（玉田正典） 再開します。

次、上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 議員番号6番上山隆弘、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

午前中に吉田議員からも質問がありましたので、かぶるところもございますが、一刻も早い問題解決に努めていただきたいと思い、私も、こういった内容の質問は、できるだけもうこれで最後にしたいという思いも込めまして質問させていただきます。

また、太子町においても、町政70周年であったり、聖徳太子没後1400年の企画を控える中で、福祉文教常任委員会では文化財の調査もしておりました。その中で昔のことを、私も改めて学ぶべき姿勢は必要だなと思って十七条憲法を改めて読み直し、どういったことが故人は伝えたかったのかなという思いを持って読むところ、非常にいい言葉があって、聖徳太子はすごい人だなと改めて思っておるところで、また、聖徳太子の名前が由来にあるこのまちに住んでることを引き続き誇りに思っ務めていきたいがゆえに、町長には頑張ってくださいなという思いで質問をさせていただきます。

まず、十七条憲法の第15条に、「私に背きて公に向うは、是れ臣の道なり。凡そ人、私あれば必ず恨あり、憾あれば必ず同ぜず。同ぜざれば則ち私をもって公を妨ぐ。憾起るときは則ち制

に違い法を害う。故に、初章に云わく、上下和諧せよ。それまた是の情なるか」。私心を持って取り組むのではなくて、公に向き合う気持ちを持って進めていきなさいと。だからこそ、第1条に和を大切にしなさいということを言っているんだということを、この第15条は言っております。我々、町長も含め町民から選ばれる者としては、こういった思いもいま一度確認しながら進めてまいりたいということで質問に入らせていただきます。

まず1番、町長の政治姿勢について。

(1)町政混乱とされた問題は怎么样了のか。①何が問題になったのかの解釈を問う。②問題に対しての対応と取り組みについて問う。③現在、その問題は怎么样了っていると町長自身が解釈しているのかを問います。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） まず、①何が問題だったのか解釈を問うについて答弁いたします。

予算査定において協議するとした内容について、同日に協議することなく財政課へ予算カットの意見を伝えたことが問題であったと認識しています。

私の丁寧でなかった対応が招いた結果であり、教育長や教育委員の皆様からすれば独立性の軽視などと感じられたことについて、従前より反省しているところでございます。

②問題に対しての対応と取り組みについて問うについて答弁いたします。

互いに会話を重ね、双方向のコミュニケーションを図りながら合意形成する努力が欠けていたものでございますので、今回の予算編成の件について申し上げますと、これまで以上に各所属の要望に耳を傾けることや、2次査定において、全体のバランスの中でやむを得ず予算を削除する場合については、対象所属から十分聞き取りを行う時間を設けるなどの方法を検討しており、このたびの補正予算の事前協議においても、多くの時間を割いて丁寧に聞き取りなどを行ったところでございます。

また、今回の件の事後対応という件においては、令和3年8月18日付太企画第460号の2、太子町議会（福祉文教常任委員会）よりの太子町長への質問に回答しましたとおりの経過等において謝罪や慰留などをさせていただいているところでございます。

③現在怎么样了っていると解釈しているのか問うについて答弁いたします。

先ほどの質問への答弁で申し上げましたとおりでございますが、少しずつではあります、前に進めることができているのではと考えております。しかしながら、議会において、先日の福祉文教常任委員会委員長報告を受け、結論に向けたまとめをされていると伺っておりますので、これを真摯に受け止め対応してまいりたいと考えております。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 これまでの質問の経験からも、今のお答えに対して数点聞くというのは避けまして、1問ずつ確認させていただきたいと思いますが、まず①に対しての回答ですが、反省をされてるということで、反省だけなんですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 事前にもう少し詳しく内容をお聞きしてるのですが、総務部長から議会事務局長を経て、まだ答えを上山議員から頂いてないので、いきなり——どういう意味で聞かれてるのか、そうすると、それは何を意味してるのか。こちらには抽象的で、いつも分かりにくいので、何ともどういうふうに答弁していいのか、本当に困るところでございます。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 聞いておることが分からないということですので、町長が今日まで、3月の定例会においての問題がいろんなことでありましたけれども、もう内容については、改めて深く深

く掘るようなことはしたくないところではございますが、その状況から町政混乱という状況に至っておることは、町長自身も認識されておるのではないかと私は考えますが、何が問題だったのかという部分で、先ほど予算をカットしたことが問題であったというふうに答弁をされました、そこに反省をしておると。それは予算委員会でもう終わっておる話であります。

予算委員会において当議会は、町の姿勢によって、そのような内部協議がないまま予算を上程することはけしからんと、なぜだということを予算委員会の中でも確認をし、修正案として提出をさせていただき、議決を行ったところでございます。しかしながら、その3月定例会の最終日には、町政を混乱させたと、教育長が責任を取って辞職をしたいと、そういったことがございました。その問題に対して、町長からは、何が問題だったのかという部分において、先ほど答弁をいただいています。ただ反省をしておりますと、それは反省だけでいいんですかという意味の質問です。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 事前に通告をお願いしているところですが、それについて御返事もなく、いろいろ言われるんですが、ここで具体的なことを言われましても、私は通告されたことについて御答弁を今させていただきます。そして、協議することなく財政課へ予算カットの意見を伝えたことが問題であったと認識していますということを申し上げているところでありますので、御理解をお願いしたいと思います。それまでも、吉田議員の今日午前中から午後にかけての御質問の中でもお答えしているとおりでございますので、御理解をお願いいたします。

内部で事前に情報を得ていた部分もありますので、100%協議をしていなかったということは言い切れないと思います。事前に様々なことを聞いておりました。ただ、性急に私が言ったことについて至らない部分がありますので、反省をさせていただいているところであり、今後も十分協議をしながら進めたいと、今日も、また以前もお答えさせていただいているとおりでございます。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 確かに、午前中の吉田議員からの答弁でも、今回の補正予算であったり、今後予算の対応については、しっかりと協議をして、内部でも対応を取りながら進めておられるということはお聞きしております。

しかし、反省だけかという質問の中には、町長自身が自ら考えて行動する部分についてのお考えを問うておるわけですので、そのあたりの意識だけ答えをいただけましたら、ああ、そういうことかと、リンクしているなということでこちらも解釈ができるわけですが、残念ながら、教育委員会との対応の間には私は疑問を持っておるわけです。

確かに、内部の調整、当局事務作業がうまくスムーズに、それぞれの立場、職員の方々は優秀ですので、進めてこられてることは理解しております。また、新型コロナウイルスの対応についても、大変早い対応をされてるという状況というのは私も理解はしております。町長自身が思う考え、今取り組んできたことの説明をいただけるだけでいいのかなと思うのですが、そのあたりはどうか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 先ほど来お答えしているとおりでございますので、抽象的に言われてるので、どこまで言えば答えたというふうに言われてるのが分かりづらいと感じます。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 それでは、先ほど2番の答弁に、謝罪や慰留はさせていただいているという答弁がありましたが、反面、議会が福祉文教常任委員会で答えを出すまでということで、今、慰留

はとめていると言っていますけれども、謝罪や慰留をさせていただいているという答弁は今は止まっているということですね。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 午前中から答えているとおりです。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 じゃあ、3番の現在どうなっていると解釈しているのかについては、少しずつ前に進めているという回答をいただきましたが、何を前に進めているんですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） こちらとしても、教育長もそうだと思いますけれども、福祉文教常任委員会がいろいろと調べていて、こちらも、表現がいいかどうか分からないんですけど、どのように動けばいいのか分からない面が——表現がちょっと、こう言うと、またああ言うたになるんですけど、分からない部分があります。そして、お会いしたいと言っても、何回か足を運んでもお会いできなかった。それは御不在だったんですけども、その後、副町長が就任した後も、私、一番最初、おわびにということで皆さんのところに足を運ばせていただきました。それは、ぜひお会いしたいと思うから足を運んだのでありまして、こちらはそういう気持ちで行ってます。相手様の受け取り方はそれぞれあるかもしれませんが、こちらは、そういう姿勢で行きました。

まず、その後、慰留ということを考えておりましたが、慰留をしようとしても、それは時期がもう遅いのではないかという人もおられましたし、また、教育長にも——これは人のせいにとんと違いますよ、いろいろ話を聞きながら進めてる面、また、ほかにも相談しながら進めてる面もありますが、教育長のほうも待っておられたというふうには私は理解しておりますので、少しずつ、ちょっとずつ前に進んでいるというふうには思っておりますので、すぐに目に見えるように、何月何日こうなって、ああなってというふうには、なかなか——私も相手様の携帯番号も知りませんし、非常に難しいので、少しずつ進んでいるというしかお答えしようがないと思います。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 相手様の携帯番号も知らないとかというのは、聞いたら済むと思うのですけれども。だけど、この9月には教育長と教育委員1名の人事同意案件を町長としては出さなくては行けない立場にあるわけですけども、じゃあ、例えば福祉文教常任委員会の調査に入る、入らないという状況もなかったとしても、それまでに教育長であったり、教育委員との間で、自分自身が干渉をしようということで積極的に動こうということは考えられなかったんですかね。どうしたらいいか分からないというのは、僕にはよく分からないんですけども。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） ですから、おうちにお伺いしてます。携帯番号をお聞きもしましたが、聞けば分かると言われてましたが、それは、そこではそういうふうに相手様はおっしゃらなかったおうちもありますし、全く動いてないわけではありません。足を運んで相手様におわびをしようと思って行かせていただきました。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 十七条憲法の第17条にですね、「それ事は独り断ずべからず。必ず衆とともに宜しく論ずべし。少事は是れ軽し。必ずしも衆とすべからず。ただ大事を論ずるに逮びては、もしは失あらんことを疑う。故に、衆とともに相弁ずれば、辞すなわち理を得ん」。重大なことは一人で決めるなど言うてるんですよ。

予算をやるときも、勝手にその日のうちに総合教育会議を終わった後に切ったということも、

一人で決めたんじゃないんですか。また、今どうしたらいいかわからないということを書いてみても、周りにはたくさんの職員もおられますし、副町長も決まりました。町長はその中で仕事を進められておられるわけです。みんなで決めればいいわけで、わからないんだったら相談をすればいいじゃないですかということも前も言ったことがありますが、そういうふうにして町政に当たろうという意識はないんですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 予算のときは、私がすぐにカットと言ったことは、それはおわびしてるところです。それ以外のことについて、私が内部で協議をしないで進めている、あたかもそのように決めつけておっしゃっていますけれども、何を根拠にそういうことをおっしゃってるんですか。そういうことのないように協議をして進めていっています。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 何を根拠にということですが、では逆に思うのですが、教育長あるいは教育委員の人事対応についても、人事権は町長がお持ちですので、対応は当然9月議会にはこれはしなくちゃいけないわけです。それを、この委員会の答えを待ってるであるとか、教育長の対応を待ってるんだというような状況について、何か他力的に感じます。教育長においても、教育委員においても、指名をするのは町長じゃないですか。それに対して我々はどうかということ、我々は決められない部分です。

慰留という言葉も、3月の段階では、慰留という言葉は十分に使って意味がある言葉でした。今、我々が町長に対して、教育長や教育委員の慰留をなささいということは、人事権は町長にありますから言えません。だから、辞めさすんだったら辞めさすという理由が我々に納得いく答えで届くのであれば、それに対して判断をします。続けていただきたいのか、いただかないのかということすらも、3月から今日までの間に我々にも一言も答えがないじゃないですか。自分自身がどうしたいという考えを持って、この太子町行政あるいは教育行政に対してどのように向き合い、対応していくのか。一人でできない、わからないというのなら周りの職員と相談をして、町民を困らせないようにするために考えるのが町長の役割だと思うんですが、いかがですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 相談をしながら進めています。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 じゃあ、もしこの福祉文教常任委員会がやってきた調査がさらに長引いていたら、人事案件はどうするつもりだったんですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 長引く、長引かないとかということと別の次元として、教育長に限らず、ほかの人事案件でも任期というものがありますので、任期が来れば、この方をお願いしたいという方を提案させていただくことになります。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 じゃあ、教育長がもし違う方が出てくる場合というのは、もう現教育長とは何も話をしないまま、教育委員も、1人任期満了の方とは、もうその後は何も話をしないまま。今まで町教育行政に力を発揮してくれた方に対して、そのような対応を取られるということなんです。それが住民目線を持つ町長の姿勢ですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） そういうことではありません。お話をしたく、こちらもそういう姿勢も持ってきましたが、今、教育委員会がされてるので、その後、それを待って考えたいという趣旨の

ことを教育長も――午前中と一緒にになりますが、私の記憶では、私の前でも、ある段階で言われて、その後、先ほど教育長が説明されたように、副町長が行かれたときにも、そのように答えられております。

ですので、上山議員のそういう言い方は、御心配していろいろ言われてるのはありがたく思いますけれども、こちらとしては、今、上山議員が言われたとおりの受け取り方はちょっと違う部分があると認識をしております。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 でしたら、議会に対しても、事前にそのように対応いただきたいなと思いますね。過去、人事案件に対しても、町長の人事案件については、なかなか決まり得ない、議会との溝があるというようなことが世間からも言われたこともございました。町長がしっかりとリーダーシップを発揮して全体をまとめ、自らの言葉で発信をすれば、我々は全てのことに反対などしません。

我々は、町長が町長としてどのように政治を進めていくのかということをチェックし、よいことにはマル、駄目なことにはベケと判断をしていくために住民から選んでいただいております。住民のほうを向いて仕事をしていきたいと思っております。これは当初、改選の後に町長に対して質問した内容もそうでした。町長は住民目線という言葉は言っておられますが、ということは、住民目線という言葉はどういうことですか。それだったら、住民をなめてるように聞こえるんですよ。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 通告から少しずつ外れていると思いますけれども、別に住民をなめてはおりません。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 1番では、町長の政治姿勢について質問をさせていただいております。つまり、その中でも、特にほかの問題に関してではなくて、町政の混乱状態の問題をもう終わらせていただきたいという思いから、これ前回も本会議でやりましたし、その前にも、かかるようなことは質問をさせていただいております。しかしながら、その間、目に見える形で答えが見えなかったというのは、ずっとほかの議員も言っています。

それに、教育委員、教育長に対しても、なぜ町長の思いが伝わってないんですか。謝ったなら謝ったでいいですよ。そら謝ったんだと思いますし、いろいろ調査の中でもお尋ねをしてるという事実は確認しております。なぜ相手にこのことが伝わらないんですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） なかなかお答えしづらい御質問だと思いますけれども、こちらとしては、誠心誠意謝らせていただいているところですが、それが伝わってないということは私の不徳の致すところだと思っております。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 不徳というより、これまた十七条憲法の第9条にいいことが書いてありますよ。「信はこれ義の本なり。事毎に信あれ。それ善悪成敗はかならず信にあり。群臣ともに信あるときは、何事か成らざらん。群臣信なきときは、万事悉く敗れん」。大事なのは誠が大事ですよ。共に信じ合える状態が大事なんですよということを言ってます。信じ合う状況であったり、お互いが理解し合える状況というのがないということが、やはり僕は問題ではないかなと思うんですよ、町長の政治姿勢として。そのことを理解し、努められることで問題の解消はなし得るのではないのかと僕は思いますけれども、町長、そのあたりどうお考えでしょうか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 人間には様々な受け取り方、表現の仕方があるかもしれません。今、上山議員がおっしゃったことはそうだと思いますね。私自身が、十分相手に伝え切れてないというのは、私自身の能力が足りないという部分はあると思います。不徳の致すところだと思っております。そういったところを、これからも気をつけながら事に当たっていきたいと思っております。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 前回の6月定例会で教育長は、出原議員の質問に対してもそうですが、私の質問に対しても、「何も町長だけが悪いと言ってません」と、「私も悪かったんです」と。その中で話をする対応がありますよということも投げかけられてました。確かに、同時に、あの6月では、住民の方から議会へ対する対応、町長に対しての請願書というものも採択をしましたが、それ議会が出さないと、町長自身は答えが出せないということではないと思いますし、その言葉も吉田議員の質問にもありましたが、本会議の中で行政のトップがやり合う、確かにそれは不適切だと思います。だからこそ、ふだんから町政運営をしていく中で積極的に努力をする姿勢は必要だと思います。これは教育長にも言えるところがあると思います。お互いが向き合い努力をすることで、その立場を大切にしていきたいというふうに思っておりますが、教育長、そのあたり、いま一度どうでしょうか。

○議長（玉田正典） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 基本的に教育委員会部局あるいは町長部局というのは、それぞれ独立した組織でありますけれども、太子町という中で双方がお互いに連携、協力をしながら、あるいはコミュニケーションを取りながら是々非々できちっとやっていくということは当然のことです。そのことに何ら異議を唱えるものではありませんし、当然、私も、この立場にいる以上、そうすべきだろうし、しなければならぬと考えてはおります。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 1番の町長の政治姿勢について、町政混乱とされた問題に関わることについての質問をさせていただきました。教育長も当然であるとおっしゃいました。また、真心が大事であるということは、町長自身がお認めになられたわけですので、お互いが納得し合える状況というのは、問題の解消に向けて、早速に町長も、教育長も誤解を解いて対応いただきたいなと思っております。

十七条憲法の第10条に、「忿を絶ち瞋を棄て、人の違うを怒らざれ。人皆心あり、心各執るところあり。彼是とすれば則ち我は非とし、我是とすれば則ち彼は非とす。我必ずしも聖に非ず、彼必ずしも愚に非ず、共に是れ凡夫のみ。是非の理、なんぞよく定むべき。相共に賢愚なること、鑿の端なきが如し。是を以て、彼の人瞋ると雖も、かえって我が失を恐れよ。我独り得たりと雖も、衆に従って同じく挙げ」。相手を怒らせても自分が正しいこともあれば、相手が間違っていることもあれば、相手が正しいこともあれば自分も間違っていることがあると、自分を見直さないよということをやっています。

正しいとか、間違っているかという道理をどうして定められるんですかと。お互いに賢い人であったり、愚かな者であったりすることは、ちょうど耳輪には端がないようなものだと言ってますけれども、鎖のようにずっとつながってるものの端がどこか、始めがどこか、終わりがどこか分からないような話だと。その故に他人が自分に対して怒るようなことがあっても、むしろ自分に過失がなかったかどうかを反省せよと。また、自分の考えが道理に合っていると思っても、多くの人々の意見を尊重して同じように行動せよという教えであります。

相手の方々がもし怒っておられたりするものであっても、町長には、いま一度自分に過失がなか

ったのか顧みていただいて、町政の混乱の解消に政治姿勢として努めていただきたいというふう  
に思います。

続いて、1番の町長の政治姿勢についての指摘をしたということで、2番の質問に移りたいと  
思います。

福祉文教常任委員会の事実確認調査から、まず(1)議会の対応について、①なぜ委員会に出席  
しようとしなかったのかを問う。②回答文書の中身について問う。

(2)教育委員会への対応について、①なぜ教育委員の方々は、町長にお怒りになっていると町  
長は解釈しているのか問う。②なぜ教育委員と向き合い、コミュニケーションを図らないのかを  
問う。③慰留を含め努めるとしながらも、なぜ何も改善できていないのか問う。④任期満了の教  
育長、教育委員に対して、お互いが納得いく形で協議できているのか問う。

(3)今後について、①町長にとっての町政混乱の問題解消については、どうすれば解消となる  
と考えているのか問う。②反省しといても発言されるが、何を反省し、姿勢をどう変えたのか。  
先ほどの質問とかぶるので、カットしていただいても結構ですが、問うとさせていただきます。  
③任期満了の教育委員会人事について、お互いの関係回復なしに議案上程することについての考  
えを、先ほども少し触れてしまいましたが、答弁があるようでしたらお答えいただきますようお  
願いたします。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） なぜ委員会に出席しようとしなかったのかを問うについてお答えをいたし  
ます。

吉田議員の質問への答弁でも申し上げましたとおりでございますが、事実を確認するという調  
査委員会の目的を踏まえ、委員会出席により、その場でいただいた質問に対し、即座に正確な回  
答ができない可能性があるよりも、事実を1つ1つ丁寧に確認しながら文書で正確に回答するほ  
うがよりよい方法であろうと考えたことからでございます。

②回答文書の中身について問うという御質問についてお答えをします。

令和3年8月18日付太企画第460号の2、太子町議会（福祉文教常任委員会）よりの太子町長  
への質問に回答しましたとおりでございますので、さらにお尋ねがございましたら回答をさせ  
ていただきます。

それから、なぜ教育委員の方々は、町長にお怒りになっていると町長は解釈しているのか問う  
についてですけれども、予算査定において協議するとした内容について、同日に協議することな  
く財政課へ予算カットの意思を伝えたことが問題であったと認識しています。私の丁寧でなか  
った対応が招いた結果であり、教育長や教育委員の皆様からすれば独立性の軽視などと感じられた  
ことについて、従前より反省しているところでございます。

それから、なぜ教育委員と向き合い、コミュニケーションを図らないのか問うについてですけ  
れども、令和3年8月18日付太企画第460号の2、太子町議会（福祉文教常任委員会）よりの太  
子町長への質問に回答しましたとおりでございますが、委員長報告に基づく全員協議会での結論  
を待って教育長などが改めて態度を表明するとされたため、これを尊重し、慰留などを取りやめ  
ていたわけではございますが、文書回答に時間を要したことなどを含め、7月末での調査結果が  
後ろ倒しになったことも踏まえ、これと並行して、特にお話ができていなかった教育委員の方々  
への慰留なども試みましたが、お話ができた方、お留守の方、そしてお会いいただけなかった方  
もございました。お相手もあることであり、それぞれのお考えもでございますので、これらも尊重  
しながら、私自身、少しずつではありますが、丁寧に対応を進めてきているところでございま  
す。

慰留を含め努めるとしながらも、なぜ何も改善できていないのか問うについてですけれども、先ほどの質問への答弁で申し上げましたとおりでございますが、私自身、少しずつではありますが、丁寧に謝罪や慰留などを進めてきているところでございます。

次は、任期満了の教育長、教育委員に対して、お互いが納得いく形で協議できているのか問うについてですけれども、令和3年8月18日付太企画第460号の2、太子町議会（福祉文教常任委員会）よりの太子町長への質問に回答しましたとおり、今回の件の事実確認調査を町議会（福祉文教常任委員会）で取り扱うこととなり、その後の教育長への相談等の際、同委員会委員長報告に基づく全員協議会での結論を待って教育長などが改めて態度を表明するとされたため、これを尊重し、慰留などを取りやめていたところでございました。

現在、議会において、先日の福祉文教常任委員会委員長報告を受け、結論に向けたまとめをされていると伺っておりますので、これを真摯に受け止め対応してまいりたいと考えております。

次に、町長にとって町政混乱の問題解消については、どうすれば解消となると考えているのか問うについてですけれども、互いに対話を重ね、双方向のコミュニケーションを図りながら合意形成する努力が欠けていたものでございますので、議員の1つ目の質問の(1)町政混乱とされた問題はどうか、(2)問題に対しての対応と取り組みについて説明を求めるでも答弁しましたとおり、今後の在り方の検討や具体の取り組みを進めているところでございます。至らない点もあるかとは存じますが、丁寧に説明や協議を行いながら、コロナ禍において町政の課題解決やさらなる進展を滞らせることのないよう、職員とともに一丸となって歩を進めてまいりたいと考えております。

あと、後ろのところは省略してもいいとおっしゃったと思いますので省略させていただきます。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 午前中の出席しようとしなかったことについて、吉田議員への回答を聞いておりましたけれども、ページを指定されて、まず2ページ、結論への参考となる事実を確認すること、あるいはその後、事実の究明を目的として中立、公正な立場で調査を行うという言葉、それから、1ページ目の議会自らが能動的に動く形で議会制度の活用を議会運営委員会で協議しようということも触れておられましたけど、答弁の内容、町長が書きましたか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 職員と協議しながら進めております。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 ちょっと残念な気持ちですね。議員を10年以上されてた方の言葉とは思えませんし、その前後あるいは、この問題の根本的なところというものを解釈せずにこういうことを言えるというのは、どう解釈してるんですか、議会を。議会自ら能動的に動く形というのは、議会として当たり前のことです。請願が出てきたから動いたわけではなくて、一月間ぐらいは、議長の改選があった後も、議会としては町長自身、当局内部で自助的に動いていく答えが出てくるのかということも意見書として期待もしておりましたし、その中で、議会運営委員会で対応するにしても、どうだこうだという話は、議長を含めて当初の打合せの段階での話もさせていただきました。

結論への参考となる事実を確認するというのは、結論を出すのは、議会が意見書を出したことによる対応について結論を出していかないといけないと。5月11日に出していた意見書の中で町長に求めた答え、確かに返ってきてはありましたけれども、すごい簡単で具体性がないから分かりにくかったんですね。町長は誠意を尽くして、自らの責任を果たし、全力で慰留すること。

このときは慰留すること、さっきも言いました。それについて、今後も活躍いただけるよう現在慰留に努めていますと。

2についても、不信の原因は町長自身の言動でありますよと。町職員、議会との誠実な対話を通して事態の改善を図ってくださいねと、改めるべきは改めつつ——何を改めるか分からないです。双方向のコミュニケーションを図りながら——図ってないですよ。町民目線というのがよく分かりません。そういった具体的な目に見える説明をいただきたいなということもございます。

議会としては、そういうことも期待しておりましたが、意見書を出したこの答で、町長は全てに回答されたと思っておられるのかもしれませんが、そうではないと思うんです。意見書というのは、解消しなさいねと、服部町長の姿勢を改善して町政を立て直すように求めているんですよという意見書です。それに対して、どうしたのかということは何で書いてくれないんですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） お聞きしていますと、自分でやれと、また一方では、先ほど来、協議して進めろという2つのことをおっしゃっているかに聞こえます。また、途中、議会が——上山委員長を中心とした委員会が御自分たちで調査されてるのは理解してますけれども、どのようになったから何を確認したいのかも、こちらは本当に分からないこともありましたし、今日、同じようなことを言ったと思いますが、どのように進んでいるかすらこちらは分からない部分もありまして、また、意見書についても、もともと意見書の答えを求められ、私も、そのときも相談しました。これ意見書出てるけど、答えなあかんのかなというのは内部で相談しました。それは職員のせいにするために言うのと違いますが、相談はしました。でも意見書は、意見を言うことであるので、それでは議会がどこかに意見書を出したら、その都度、1週間以内に回答をしてないから、はい、あなたは不誠実といって文書を毎回出してるのかということ、そういうことではないと思うんですね。こちらは、何日までに回答期限という書き方で、たしか記憶が合えば、議長が代わられてから出てきましたので、こちらとしては誠意ある対応を取らせていただきました。それに対して議会側は、町長に誠意がないかというふうに、ホームページでしたか——記憶が違ってたら許してくださいね——書かれて外に出されていたと思うんですけれども、こちらとしては、その都度、誠意がある対応をさせていただいているところです。

そしてまた、委員会に私が出席する、しないのことにつきましても、私に伝わってる内容では、もともと教育長とか教育委員の皆さんをお呼びすることになっていなかったと。もともとは、私も含めて当事者は呼ばない方針で委員会が進められていたけれども、途中で教育長、教育委員を呼ぶということに急遽なり、そして、私のところへ文書が、それも急に——記憶が間違っていたら言ってもらっていいですけど——何日か日にちは忘れましたが、月曜日、委員会があるのでということで、金曜日にその文書が議長名で上がってきて、そのときは議会事務局長もいなかった日だと記憶してますけれども、上がってきて、とにかく急にいろんなことが進んでいて、そして、そうなったから、そちらとの整合性を——そちらというのは、教育委員会側との整合性を図らなければならないので、教育長も出るべきだ云々の話を事務方と話をされていたと思います。

しかし、それまでのいきさつは、総務部長が既に本日御説明したとおりでございますし、こちらに、その話ができていないから出席要求も出ていない状況が正確な流れだと思っています。

○議長（玉田正典） 間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって会議の時間を延長します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 そのいきさつの説明ですが、吉田議員は、そんなこと誰が言うたんやというこ

とを言いましたけれども、委員長として関わっていく中での当事者でしたので、確かに議長、副議長、委員長、副委員長、事務局と打合せするときには、できるだけ当事者を呼ばずして、時系列的な事実を確認することで解消できるならそうしましょうという話は打合せの段階ではありました。しかしながら、委員会で実際動いていく中では、やはり人事が以前の方と変わっている事態、状況、そういう意味では、栗岡教育次長においては大変御苦労をおかけしてしまったと思います。当局の窓口ということで全てを教育次長が対応してくれる中で、私もそこに赴き、お願いをさせてもらう場面も多々ありましたが、一生懸命に対応してくださっていました。

しかし、その前段、財政課長や総務部長にも、こういう状況でということは一応お訪ねして報告するようなこともありました。それは、できるだけ中立性を持って、教育委員会の事実だけを基にした委員会にするべきではないというふうな解釈があったからです。中立的に、公平お互いの言い分を解消しようと。

意見書の中にあったアンケートについても、考えはいろいろあるかもしれませんが、議会はアンケートの対応を取ってないじゃないですか。意見書の中に、これはやめてほしいというような内容のことが町長側から出てきたことにしても、それと向き合った対応を全体の中で諮って協議をするという場面が議会の中ではありませんでしたが、恐らく議長、副議長のあたりでは話もされたんじゃないのかなと思います。私も、何かしら動きをしようとしてるんだと思いました。

しかし、報告が出てきたものを見ても、教育委員会がそうやと言ってるから待ちます、それが議会が出てくるのを待ちます、7月に終わる予定だったものが終わらなくなって延びた。延びたのは、そっちも対応してくれる状況がなかったというのは、確かに議長が副町長や、あるいは総務部長、議会事務局の打合せの中での答えとして、なかなかまとまりを得ないような場面も確かにありました。その中で私だって、急に今日、今から協議をするから来れるかということで、来た日もありましたよ。その中で、町長自身にとっても、この調査は事実確認調査であるがゆえに、町長の言い分もちゃんと確認すべきだということを主張しながら、事実を伝えてお願いはしておりました。ですので、無理に出てこいなんていうようなことは言ってないんですよ。

議会としても、正しいお互いの言い分を当初から確認するという委員の意見もあったんです。紙では、その書いてあることからの想像でしか判断できないんです。だから出席をしてくださいと。でも、返事も、その質問を出したにしても、3点ほどの質問でしたけど、1週間取らないといけない。それは、そういう決まりだとかルールというのは、申合せに確かにあるかもしれませんが、それが通常の委員会であれば、十分その理由というのは理解はします。

しかし、町長は、以前、太子町の議会議員でもありました。そういった申合せが、どういう事情でつくられてきたかという経緯もよく御存じのはずです。それと併せて、議会という立ち位置がどのような権限を持って、どのようなことが対応できるのかということも御理解されているはずです。それに対して、申合せがあるから出てこれませんというような言葉を聞くと、残念な気持ちになりますし、そういった説明はしてほしくないです。

問題の解消をしようとしているのであれば、議会もこうせざるを得なくなって対応をしている状況に対して、町長としては少しでも協力をしてもらえる姿勢を自ら示してほしかったという意味です。そのあたり町長、どうお考えですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） まず、上山議員は、ここでそのように言われてますけれども、例えばAとBの言い分が違う場合、そうすると、Bがうそをついているとか、そういうことにまとめるのは公平ではないと思います。AとBの意見が異なるというふうに書かれるのであれば異なってるわけで、それから、出席も、当初は——間違ってたら言うていただいて結構ですよ——出席を町長

が拒否したというような事柄をまとめようとされていたと。それから、1週間の間隔を置くというのは、その経緯を町長も議員だったから知ってるでしょと言われましたが、いつにそういうふうになったのか、何でも知ってるだろうと言われても、その3つだけの質問で本当によかったのか。出てきて答えたら、次から次へといろんなことをどんだんだんだん聞かれて、私も正確に覚えていることと覚えていないことがありますので、正確にお答えしないということを申し上げます。

これは、繰り返して恐縮でございますが、協議をしようということで、議員方の中で意見があるとされて、全員協議会の席が議場であったときに、協議というよりも、一方的に私にあれはどうだ、これはどうだという感じでしたから、私自身も本当に協議を、そして、どうしたらええんかなという感じでもらえたらありがたいんですけども、私の姿勢が悪いとか、あなたのここがこうだから、そういう前提だけでおっしゃるんですけども、私も、もちろん完璧ではございませんけれども、しかし、お互いに意図といいますか、趣旨が理解し合えるように進めていただけたら、うまくコミュニケーションがいくのではないかと思いますので、今後、そういうふうにお互いに協力していただけたらありがたいと思っておりますので、御理解というか、分かってもらえるかあれですけど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 ということは、副町長が町長に対して、私どもと話をしている内容とは違う内容を伝えていたということを今おっしゃってるんですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） そのようなことは全く言っておりませんし、全く思っておりません。杉原副町長は、協議を皆様としたことを正確に私は伝えてくれていると思います。これは杉原副町長に限らず、ほかの森田部長、ほかの人もそうだと感じておりますので、そういう意味は全く思っておりませんので、御理解なきようをお願い申し上げます。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 その事前の協議の中で、じゃあ、私たちが言ったことの内容の言葉のかけらでも町長から一言二言でも聞けるのであれば納得できますが、だったら、町長と会って直接話をしてくださいというような場面までいってるときもあったんですよ。それを、町長が会わないと断られましたということは私聞いてますよ。だったら、来てもらえるように理由を私と議長に説明をしてくださいというような場面もあったんです。議長、ありましたね。そういったことを、今の説明では、だから、言った言わないということが、いつもいつも繰り返されるんじゃないんですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 言った言わないとか、あるいは途中で話が——こういうことを言うと、語弊がというか、責められるかもしれませんが、話が途中で変わっていくことが、はっきり言ってお話をされてあるんですね。ですから、そういう話には議会事務局長を同席してもらうとか、それから、うちのほうでしたら、例えばですけど総務部長に同席してもらうとか、途中から私もそういうことも気になったものですから、そういうふうにも言って、してもらってました。ですから、言われるように、言った言わないとか、話が前はこうだったけど、急にこう変わったりとかという部分は、私は、そういうふうになっていってるといふふうを受け取っていたものでございますから、それが、どちらがいい悪いは置いて、今後そういうことがないように、できる限り、ほかの方も同席してもらって話を進めていったほうが、今後、誤解がなく進むのではないかと思います。言葉がもし不適切な言い方の部分があったらお許しをいただきたいと思いま

す。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 言葉が不適切だとは思いません。言葉を選んでしゃべられてるなということは思います。しかしながら、逆に私、委員会を進めるのは大変しんどかったです。職員の方々もつらかったと思いますよ。私が町長を辞めさせようとしてるとか、あるいは町長を辞めさせるような方向に持っていこうとかしてるんじゃないとか。また、委員会の報告書においても、私の意見や感想が入ってるって、どこのことを言ってるんですか。どこにそのような言葉がありましたか。

（町長服部千秋「ちょっと休憩してください」の声あり）

○議長（玉田正典） 暫時休憩します。

（休憩 午後5時09分）

（再開 午後5時10分）

○議長（玉田正典） 再開します。

町長。

○町長（服部千秋） ここに教育委員会に関する事実確認調査総括、これは上山委員長がまとめられたものでございます。これを基に午前中、吉田議員の質問に対して、ここはというところを述べたとおりでございますが、どこがということをおっしゃっておりますので、例えば一番分かりやすいところですね、7分の5ページのところですけれども、下から11行目あたりから、「町長の行動には、教育長などからうそや虚偽答弁を行っている等判断されても仕方がない部分がある。そんな中で教育長の姿勢は行き過ぎとの声もあるが、動きようがなかったことも推測される。」この例えば推測されるというふうに書かれてるんですけれども、推測というのは、あくまでも推測されているわけだと思います。

それから、7分の6ページですけれども、下から12行目あたり、「慰留については何度訪ねたかということよりも、先方に何を伝えたかったのが大切であり、その意思が相手側にみじんも伝わっていないことは信じ難い事実であった。」これは委員長の感想ではないのでしょうか。

それから、7分の7ページ、下から9行目ですけれども、「町長は真面目に取り組んでいないとは言えない。しかしながら」と、御自分の判断が——いやいや、取り組んでないと私が言ってるん違いますよ——事実を書いて報告するというよりも、御自身の判断が加わって、恐らくですけど、これを委員会に出されて、委員の皆様は御覧になったのではないかと思うのですけれども、本当に客観的にこれを書かれているのか。委員会ですとまとめるということは、委員長が書いても委員会が認めたということになると思われまして、これ公文書でございますので、こちらとしては、こちらが思うところについて、そういうふうにお答えくださいという御質問でございましたので、お答えをさせていただいてるということでございます。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 7分の5ページの指摘の部分ですけれども、「町長の行動には、教育長などからうそや虚偽答弁を行っている等判断されても仕方がない部分がある」と、これは私の考えじゃないですよ。教育委員、教育長が来られてる中で、そういうようなことを思っておられる部分があったと。それについて、私たちは委員会として、そうやって私の判断でないですよ、これは。この読み方、ちゃんと読んでいただきたいんですけど。そうやって判断されてもしょうがない部分があるよねと。

それから、7分の6ページ、みじんも伝わってないという話でしたかね。これは、教育長、教育委員についても、町長が家に訪問されたときも、何しに来られたのか分からない。何か謝って

るけど、以前の教育委員が申入れをした会議の中で話していることの繰り返しであって、慰留云々であったり、御自身の考えについては触れられなかったと。それは、圓尾教育委員が出された中でも、会議をする中で、答えてほしいことに答えをくれなかったということを書いてあるんですね。分かって答えてないんじゃないですか。

それから、7分の7ページで、確かに委員長総括という部分については、これは私の感覚は入ってますよ。私、委員長総括を自分の名前で責任として書いてやっていますので。ただ、別にいじめるような言葉とか、判断して、これまずいなと町長と言われるようなことは書いてないですよ。だから、そういうこともあったから、副町長とあのときに、最後に私、こう伝えてるんですよ。これを総括する上において、町長に再度確認ができないとなれば、今まで来られた方の対応から、その言葉を中心にした報告書になりますよということも伝えました。だから、確認をしないでくちやいけないんですと、でないと、片方だけの言い分になりますよと。だから、それやったら公平性が取れないと思ったんですよ。

我々が確認することというのは、事実として5月11日に意見書を出しておるから、その対応を議会として進めるべく答えを求められているところから、委員会としては、その中身がどうだったのかと。予算委員会の中では、カットしたとかどうこうじゃないんですよ。教育委員の方々がおっしゃっているように、自らが協議をすと言われた場面において、協議をせずに、その話をした矢先に切りにいってるといような行動が信じられないとおっしゃっているんです。普通だったらやっぱり考えられないですよ。

その後も、それについて説明を求めて、教育長が辞意を表明されて、教育委員方も動かれて話をしに行き、その議事録も見ましたよ。いつもどおりっちゃいつもどおりです。当を得た回答をしてないじゃないですか。なぜ教育委員方が望む答えを回答できないのか。これは、やはり問題ですよ、そう言われてもしょうがないと思いますよ。それを、ちゃんと委員会に出てきて、いや、こういう考えやっつんやねんと説明して下さるとるんやっつたら、議会として、別に何も町長をいじめるような場面なんか持ってないんですよ。協議をした上で町長の考えがそうだったのかと腹を割って、真心ですよ。それを持った対応をして下さってたら、ここには、そんなきつい書き方であったり、その事実確認としての事実を抑えた上での報告書ができました。だけれども、7月のが延びたということもおっしゃいましたけど、それだったら、そこを待って、教育委員会がそうやって言ってるんだから、当局も早くしないといけないんだなと思うんなら、1週間とか言わず、返事もさっさとくれたらええんじゃないんですか。それを待って待ってするから、ぎりぎりになって、こんな状況になってしまうわけじゃないんですか。困らなかったですか、町長側も、人事の同意案件を出す上において。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） まず、人事案件を出すにおいては、いつまでも結論が出ませんので、私自身も困っております。しかし、私自身は、いつ、どういうふうに議会が決めて、どういうふうに進められようとしているのかが、今日も申しておりますけど、はっきり分からない部分があったというのを御理解いただきたいと思います。

それから、7分の5ですけれども、私は、これを見て、教育委員の方々がこのように言ってるのだというか、判断してるのか分かりませんが、そういう趣旨の御発言を今されてるんですけれども、こちらの理解は、委員長がされたと思っています。

それから、教育委員会が望む答えをしなかったからと言われますが、予算のことについては、それに限らず、ほかのことも、すぐにイエスと言えないといいますか、待つてほしいというのがあるのは事実でございます。

それからもう1つ、これ言葉のあやじゃないんですが、もし訂正しなかったら、あのとき訂正しなかった云々で、また言われる可能性があるので申しますが、自らが協議すると言っておきながらと言われましたが、議事録、私、その発言に記憶がないので、後で病院から出てきて、そういうことになったときに秘書に確認したんです。そして、議事録を見せてもらったら——これは今、人のせいにするんじゃないで、事実のことだけの確認で発言してるんですけど、司会をしてた職員がしゃべっていて、それから後で——間違ってたら言ってください——教育長も、そういう発言は多分——実物を今持ってないので、もしかしたら副町長もそうしゃべったかもしれません。自らが言っておきながらということと言われましたので、私は、その記憶がなかったの、本当に私はそう言ったのかということを確認はいたしました。このことと本末ではないかもしれませんが、また後で、あのときどうのこうのと言ったって言われると、また責める材料になると思いますので。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 そういう話はそのときに言ってくださいよ。そのときに、そちらで話してもらってたら、我々はこういうことを確認しなくてもいいですし、委員会のことももう終わったからいいですよ。だから、そのとき、副町長に言いましたけど、それなりの報告書になってしまうのを承諾してくださいねと。委員会の中では、言葉尻として厳しい言葉になってるという部分は、委員の意見が出た部分については対応しました。それでも、確かにきついなとか、全員協議会の中では「推測」という言葉が使われて、指摘も受けました。

出席についても、職員の方々の対応もあるのだろうと思うこともあったから、文書を私たちが軟らかいものに変えました。でも、結局、意味は同じですよ、やってることというのは。町長が来るか来ないかということを確認しましたし、当局側としての対応姿勢としてどうなのかということを確認したわけですから、それに対して、細かな事情はどうあれ、それができれば、この後の総括に対して文句を言ってもらったら困りますよと、そんな後出しじゃんけんはやめてくださいよという話も当然させていただいておりました。

ぎりぎりの中で、議会事務局にも迷惑をかけ、ほかの議員にも迷惑をかけ進めてきたものです。しかし、もっと調査をしろという意見もありましたし、実際、私も、委員長をするとき議事録を徹底的に調べて、会議録も徹底的に調べて対応しました。そしたら、やはり12月9日、4月15日、6月21日、8月3日、町長の言い分、これ自分でまとめているんですけど、言っていることも変わってるし、教育委員会側ともちゃんと協議がかみ合っていないところというのが結構あるんですよ。これは報告には細かく上げてませんからね。そういうことが、記憶が間違うとか、間違わないかというのも、そら昔のことやったらしょうがないですよ。若干のことはしょうがないと思いますけど、まず吉田議員も言ってましたけど、あすかホールのやつと、それからエアコンのあれが一緒だったというのは、ちゃんと書いてるんですが、普通は、そうじゃないということまで書いてくださってますけど、それも解釈、逆によく書いて出されましたね、恥ずかしいでしょう、そんな解釈のとおり出されて、それも公文書ですよ。

だから、教育委員会が知ってるから、教育委員会が対応できるって、教育次長だって、総務課長でいらっしやったわけじゃないですか。前の教育次長や管理課長、いないじゃないですか。当時分かっている方が来ていただかないと、委員会で調査できなかったですよ。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） もともと所管として、教育次長のほうには過去の庁議の資料等も見ていただいて、このときにこういう話が出ているという記録、議事録も踏まえた上で説明もさせていただきます。そういう中では、教育次長のほうにも、本来、知っておいていただきたいとい

う、こちらの思いとしては説明させていただいたところでございます。そういう面で、窓口である教育次長のほうとこちらのほうは常に連携を取りながら説明をさせていただいてる部分もございます。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 総務部長の思いも分かります。そら教育次長が、そういうことをしっかり言っても、複雑ですよ、それは。何か言った言わないと言ったら言い過ぎになるかもしれませんけれども、何かしら問題があつて対応していくのに、教育次長一人窓口でやってもらうよりも、別に一緒になってやったらいいじゃないですか。それに何か問題があるわけでもないじゃないですか。総務部長は、当時から部長です。財政課長は課長でいらっしゃいました。副町長はいなくなってます。でも、裏の話なんか細かく確認する必要ないんですよ。言ってることの違いだけを確認したかっただけのことなんです。

ですから、その話は、もう当局として対応したいという思いであつたり、その前にも言いましたけど、過去からの申合せにあつたような内容から、議会への対応という部分で、一定のルールで抑えておく必要があるということも解釈しています。ですから、それがどうしても仕方がないんだつたら仕方がないです、それで総括をまとめたわけですから。ただ、まとめたけれども問題が解消されたわけではないんですよ。問題を解消するために、我々も何とか対応していきたいという思いでやっておりました。

これは、もう一回言いますけど、私、個人的な思いで町長——そら、私は個人的には町長、もう辞めたほうがいいのかというはずとて言ってますよ。そんな思いをなくして、福祉文教常任委員会の委員たちとの間には、中立的な立場でもって運営はさせていただいたつもりです。そのような故意に町長が悪く見えるようなやり方なんか一切してません。そこだけは御理解をいただきたいと思います。

このまとめからも、やはり問題の解消はなされていない。じゃあ、なぜすぐ動かないのかということが問題であります。この状況の中で人事案件を控えてる中で、町長、今、困つてるとおっしゃいました。なぜ困つてることに自分から率先的に対応して、先先仕事をされないんですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 議会から出てくるのを待って、教育長におかれては、教育委員会の考えをというふうに言われてますので、それより前に具体的にどうこうというのは、本当にもう時間ありませんので、自分としては困ってますけど、しかし、出てきていない以上、福祉文教常任委員会が能動的にされておりますので、しないんですかといつて、私が今動こうにも、そういうような御相談もかけてますけど——別に人のせいにしとんと違いますよ——かけてるけど、そういう状況だから、なかなかできないんです。

それで、あとすいません、ちょっと申し上げておきますけど、こちらとしては回答も十分精査して出しておりますので、よくこんな恥ずかしい文書を出せましたねということ言われてますけど、こちらとしては、ちゃんと考えて出しております。

それから、中立におまとめになつたと言われているんですが、AとBの意見が違えば、こういうふうに意見が違つたというような書き方のほうが私は中立であつたと思ひ、どちらがこうだというような部分を入れるのは、中立だと私には受け取れませんので申し上げます。

また、職員のこと先ほど言ってくれてますが、職員にも、この前、打合せのときに申しましたが、私自身がこういうことで職員に迷惑をかけ、本当に申し訳なかったということは思っております。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○**上山隆弘議員** もう質問も終わりに持っていきたいところですが、では、この調査からも、問題であるなという部分を私は考えて、あるいは議会でも、この後、要望書の提出になるかとは思いますが。ただ、町長の姿勢から、今日の福祉文教常任委員会での対応の質問をさせていただきましたが、やはり、お互いが納得いく話ができているということに対しては、即、取り組むべきであろうかと思えますし、我々議会も住民を代表しての、住民の立場を持つての務めをさせていただいております。内容的に分からないことがあるのであれば、聞いていただければよかったですし、議会の代表、議長がいらっしゃいます。優秀な事務局長もいらっしゃいます。分からないところは聞いていただければ、その対応ができたと思えますが、どうも、時折、私が暴走しておるといような言葉も耳に入ってきましたし、暴走してるのかもしれませんが、私は、あくまでも是々非々で問題の解消に向けて、議会が判断できる材料をそろえるべくと思っておりました。当然、一般質問にも答えを出して下さっていますので、町長は、町政混乱になってる教育委員会との問題の解消に向けて、今後どう取り組まれるか、答弁をいただきたいと思えます。

○**議長（玉田正典）** 町長。

○**町長（服部千秋）** まず、分からないことがあったら聞いてくださいと、こう言われたので、それに対して反論をさせていただきます。

この上山委員長がまとめられた文言についても、実は、これどういう意味かと実際聞いたこともあります。そしたら、よう分からんとか、それから、一般質問も、もうちょっと具体的に言っていただきたいということで、こちらも問合せしました。そうしませんと、お答えするのに、いつも急に出てくる部分もありますので、困るので、ですから、こちらが聞こうという姿勢をしていないのではなく、聞こうとしてると。それに対して答えがなかったという部分もあるということは御理解いただきたいと思えます。

それから、今日、議会からも文書が出てくるようにというか、昼、議長のほうから、この後残ってほしいということをお聞きしましたので、この後渡されるのではないかと思いますけれども、ずっと今日お答えさせていただいてるとおり、この後——ただ、こちらは、申し込んだこともあります、いや、もう遅いと言っておられる議員もおられますし、どのように進むのか。また、副町長ももうすぐ出てきますし、副町長ほかと協議をしながら教育長のほうと、どのように進めさせていただくのがいいのか、またお話をさせていただきながら進めたいと思っています。

教育委員1人の方は後任をとということは言われています。今後どういうふうに進めていくかも含めまして、また内部で協議を持って誠心誠意努めてまいりたいと思えます。

○**議長（玉田正典）** 上山隆弘議員。

○**上山隆弘議員** “和のまち太子”、一番有名なところの第1条、もう言わずもがなですが、でも、「和を以って貴しとなし、忤うこと無きを宗とせよ。人みな党あり、また達れるもの少なし。ここをもって、あるいは君父に順わず、また隣里に違ふ。しかれども、上和ぎ下睦びて、事を論うに諧うときは、すなわち事理おのずから通ず。何事か成らざらん」。これ何を一番大事に言ってるか御存じですか。これね、和をもって仲よくしなさいよということが捉えられがちなんですけど、一番大事にしていることは、当時は冠位十二階もありましたから、上下の立場の違いもありました。下の者もあげつらうというのは、顔を上げるという意味です。上の者も心を持って、下の者もしっかりと議論をしなさいと。議論をした上で答えを出すということが大事なんだと。

昔から、戦国時代も、もっと古い時代も、議論をするということの大切さというのは、日本人はみんな考えて、みんなで行動するという文化を持っています。そういった意味では、幕末の

方々も、涙を流しながら議論をしたと。ただし、人を恨んじゃ駄目ですよと、名誉を傷つけてはいけませんよと。そういうときには刀を抜いて切り合うこともありました。しっかり相手の立場を理解して、しっかり議論をしていただきたい。そして、お互いが納得する答えを出した上で、この問題の解消を——住民さんも心配してる方があります。しっかりと報告していただきたいと思えますし、あるいは、この「和をもって貴しとなす」という答えにつなげていただきたい、町長の姿勢を見せていただきたいというふうに思います。その状況が見えないのであれば、私は、やはり過去から言っておる町長に対しての姿勢を貫き通して、しかるべき対応をするべきだというふうにまだ考えています。

教育委員の方々からも、独立性については町長も認識している答弁をいただきました。しかし、それを答えに出さないと、言ってるだけのことを言ってるのでは全然伝わってない、届けてほしいんですよ。それは、町長自身が職員云々じゃなくて、自ら持つ大きな大きな権限でもって対応ができる幅であります。町当局側と教育委員会の教育行政側がしっかり手を結び、豊かな子供たちを進めていただかないと、これを子供たちに見せられるような状況ではないと理解していただきたい。あるいは、この問題を逆手に取って、こうやってけんかが直ったんだということを教育の現場に生かしていただきたい。もう少ししか時間ないですよ。問題の解消がなされることを期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。お疲れさまです。

○議長（玉田正典） 以上で上山隆弘議員の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月3日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後5時37分）